

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画(案)

平成23年8月

(平成27年 月 改定)

愛知県

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画 目次

第1章 計画策定の背景及び目的.....	1
第2章 愛知県における海岸漂着物の現状と課題	2
1 一体的漂着ゴミ対策調査結果	2
2 関係市町村へのアンケート調査結果	4
3 現地調査結果.....	9
第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針	22
第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容	23
1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	23
2 海岸漂着物対策の内容	66
第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項	69
1 関係者の役割分担.....	69
2 相互協力体制の確立	71
第6章 対策の実施に当たり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項.....	72

第1章 計画策定の背景及び目的

愛知県は、伊勢湾から三河湾、遠州灘に至る約594 kmの長い海岸線を有し、この中には国定公園に指定されるなど、良好な景観や環境の保全を行なうべき海岸が多くある。

海岸は陸と海が接し、多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場となっている。また、海水浴場等のようにレジャー・スポーツなどのレクリエーション活動や環境学習の場となっている。さらに、漁港・漁業、祭事、観光・保養地として利用されるなど経済活動にも重要な役割を果たしている。

このように海岸は、県民にとって、身近で重要な存在であり、生活・環境と経済活動を支えるかけがえのない共有財産である。

国においては、近年、日本海側の海岸を中心に大量の漂着物等に関する被害報告がなされ、海岸漂着物対策を総合的かつ、効果的に推進することを目的に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物の処理等の推進に関する法律」(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)を、平成21年7月に制定し、同法第13条に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)を平成22年3月に策定した。

愛知県は、海岸漂着物処理推進法第14条に基づき、海岸漂着物対策推進のための地域計画である「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」(以下「地域計画」という。)を策定し、地域の実情と特性を踏まえ、海岸漂着物対策を推進することにより、海岸における良好な景観、多様な生態系、公衆の衛生など海岸環境の保全を図っていくものである。

第2章 愛知県における海岸漂着物の現状と課題

愛知県における海岸漂着物の現状は、「海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査報告書」(平成19年3月 国土交通省他) (以下「H18一体的漂着ゴミ対策調査」という。)、「関係市町村へのアンケート調査 (平成22年1月、平成26年11月 愛知県)」及び「現地調査 (平成22年度、平成26年度 愛知県)」を基に整理した。

1 一体的漂着ゴミ対策調査結果

本調査では、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法 (海岸版)」を用いて、愛知県内132地点で調査が実施された。調査結果は、汀線幅10m当たりの海岸漂着ごみ量 (かさ容量) を20L ごみ袋に換算してランク0 (0袋) からランク10 (128袋) までの12ランクで評価されている (表2-1参照)。なお、この調査では、流木や海藻等の自然由来の海岸漂着物は対象外としている。

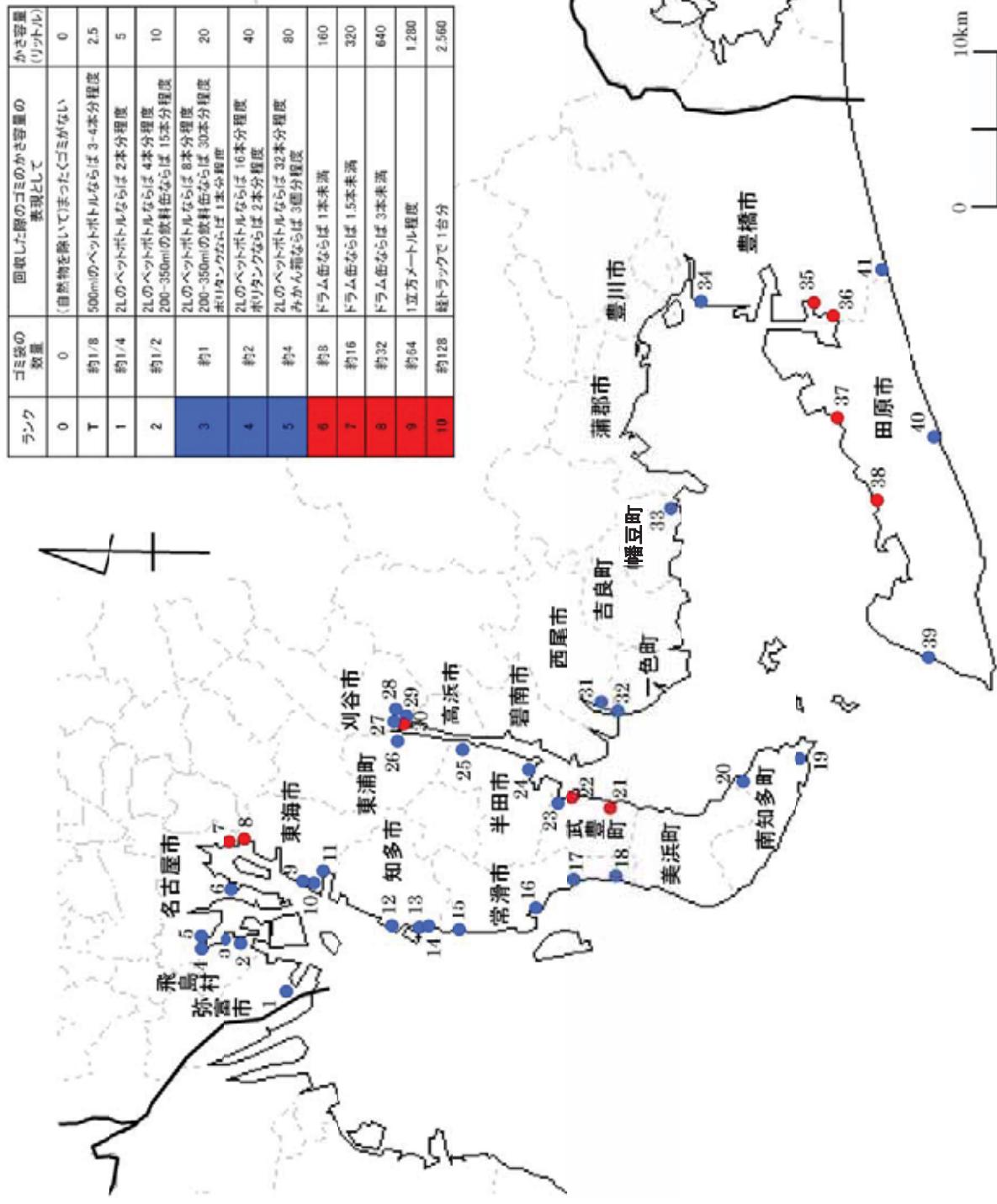
調査結果の整理に当たっては、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法 (海岸版)」においてごみが非常に多いとされるランク6以上を赤着色、20L ごみ袋1袋/10mに相当するランク3以上5以下を青着色として、県内の海岸漂着物の状況を取りまとめた結果は、図2-1のとおりである。

表2-1 ごみ量ランクと漂着量との関係

ランク	ゴミ袋の数量	回収した際のゴミのかさ容量の表現として	かさ容量(リットル)
0	0	(自然物を除いて)まったくゴミがない	0
1	約1/8	500mlのペットボトルならば 3-4本分程度	2.5
2	約1/4	2Lのペットボトルならば 2本分程度	5
3	約1/2	2Lのペットボトルならば 4本分程度 200-350mlの飲料缶ならば 15本分程度	10
3	約1	2Lのペットボトルならば 8本分程度 200-350mlの飲料缶ならば 30本分程度 ポリタンクならば 1本分程度	20
4	約2	2Lのペットボトルならば 16本分程度 ポリタンクならば 2本分程度	40
5	約4	2Lのペットボトルならば 32本分程度 みかん箱ならば 3個分程度	80
6	約8	ドラム缶ならば 1本未満	160
7	約16	ドラム缶ならば 1.5本未満	320
8	約32	ドラム缶ならば 3本未満	640
9	約64	1立方メートル程度	1,280
10	約128	軽トラックで 1台分	2,560

出典：水辺の散乱ゴミの指標評価手法（国土交通省東北地方整備局、JEAN/クリーンアップ事務局及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが2004年に共同開発）を基に作成

《凡例》



注) 平成18年4月現在の市町村名で記載した。

図2-1 県内の海岸漂着物の状況 (H18一体的漂着ゴミ対策調査でごみ量ランク 3以上の海岸)

2 関係市町村へのアンケート調査結果

(1) 海岸漂着物の状況

本調査の結果によると、「過去5年間（平成21～25年度）にごみが大量に漂着して特に問題となった箇所がある」と回答があったのは9市町の17海岸であり、それらの海岸漂着物の状況等は、図2-2及び表2-2のとおりである。

17海岸のうち14海岸においては、ごみ量ランクが6以上と海岸漂着物が非常に多い状態となっている。

海岸漂着物の種類に関しては、最も多くを占めたごみの種類が、17海岸のうち12海岸で流木、1海岸で海藻、2海岸でペットボトル、2海岸でペットボトル以外のプラスチック類であり、自然発生物以外にもペットボトル等の日常生活に伴い発生する海岸漂着物が多いことが分かる。

漂着時期に関しては、夏季の終わりから冬季の始まりにかけて多く、河川上流部の大河後にごみが多く漂着するとの報告があった。

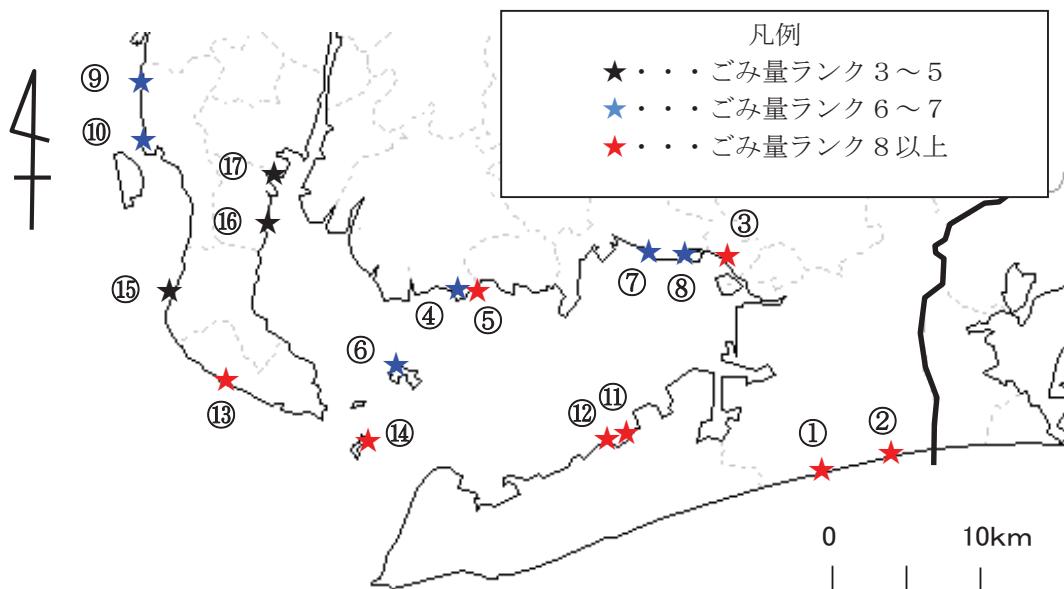


図2-2 ごみが大量に漂着し問題となった海岸

注) 図中の番号は、表2-2の番号と一致する。

表 2-2 各海岸の漂着状況

No.	市町村名	海岸名	漂着時期	ごみ量 ランク※	ごみの種類	最も多い ごみ	対応及び現在の状況
①	豊橋市	高豊漁港 海岸	平成23年10月	8以上	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、漁具類、ポリ容器、流木	流木	台風通過後に、流木が発生。業者委託により流木の撤去、処理を行った。 海岸には外からごみが持ち込まれ、その対応として海岸清掃を行っているケースが多い。
②		二川漁港 海岸	平成25年9月、10月	8以上	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、漁具類、ポリ容器、流木	流木	台風通過後に、流木が発生。流木処理の準備中、再度、台風が通過し、流木が流出してなくなった。海岸には外からごみが持ち込まれ、その対応として海岸清掃を行っているケースが多い。
③	豊川市	御津海岸	平成21年10月頃	8以上	流木	流木	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着ごみは少ない状態となっている。
④	西尾市	恵比寿海岸	平成21年10月	6~7	流木、海藻	流木	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着ごみは少ない状態となっている。
⑤		宮崎海岸	平成21年10月	8以上	流木	流木	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着ごみは少ない状態となっている。
⑥		白浜海岸	不定期	6~7	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、漁具類、ポリ容器、流木、海藻	ペットボトル	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。
⑦	蒲郡市	竹島海岸	毎年4から12月	6~7	海藻	海藻	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着ごみは少ない状態となっている。
⑧		三谷海岸	平成21年10月	6~7	ペットボトル以外のプラスチック類、流木	流木	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着ごみは少ない状態となっている。
⑨	常滑市	大野海岸	毎年8月から12月	6~7	ペットボトル以外のプラスチック類、流木	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。
⑩		りんくう ビーチ	毎年8月から12月	6~7	ペットボトル以外のプラスチック類、流木	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。
⑪	田原市	白谷海岸	平成25年9月	8以上	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、漁具類、ポリ容器、流木、海藻、ライター	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。
⑫		仁崎海岸	平成25年9月	8以上	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、漁具類、ポリ容器、流木、海藻、ライター	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。
⑬	南知多町	内海・ 山海海岸	毎年 8月中旬～10月上旬	8以上	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、漁具類、ポリ容器、流木、海藻、葦類（上流地域の河川に繁茂していたもの）	流木	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着ごみは少ない状態となっている。
⑭		篠島海岸	毎年 8月中旬～10月上旬	8以上	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、漁具類、ポリ容器、流木、海藻、葦類（上流地域の河川に繁茂していたもの）	流木	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着ごみは少ない状態となっている。
⑮	美浜町	西部海岸 全域	年間を通じてだが、 特に木曾川等の河川 上流部の大雨後に多 い	3~5	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、漁具類、医療器具、ポリ容器、流木、海藻、ライター	ペットボトル	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。
⑯	武豊町	知多湾	6月 (毎年6月に清掃活動 を実施)	3~5	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、ポリ容器、流木、海藻、ライター	ペットボトル 以外の プラス チック類	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。
⑰		衣浦湾	10月 (毎年10月に清掃活 動を実施)	3~5	ペットボトル、ペットボトル以外のプラスチック類、ビン・缶類、ポリ容器、流木、ライター、ブラウン管テレビ	ペットボトル 以外の プラス チック類	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。

※ P 2 の表 2-1 参照

(2) 各海岸における清掃活動

本調査の結果によると、市町村が把握している過去5年間（平成21～25年度）の海岸清掃活動状況等は、図2-3及び表2-3のとおりである。

清掃活動は、自治体が単独で実施している他、環境省の地域環境保全対策費補助金や県の流木等処理負担金を活用して実施している。

また、自治体がボランティア等と共同して清掃活動を実施したり、アダプトプログラムにより地元住民等が実施するなど、海岸の清掃活動とともに、ボランティア活動を通じた環境美化活動の普及・啓発も図られている。

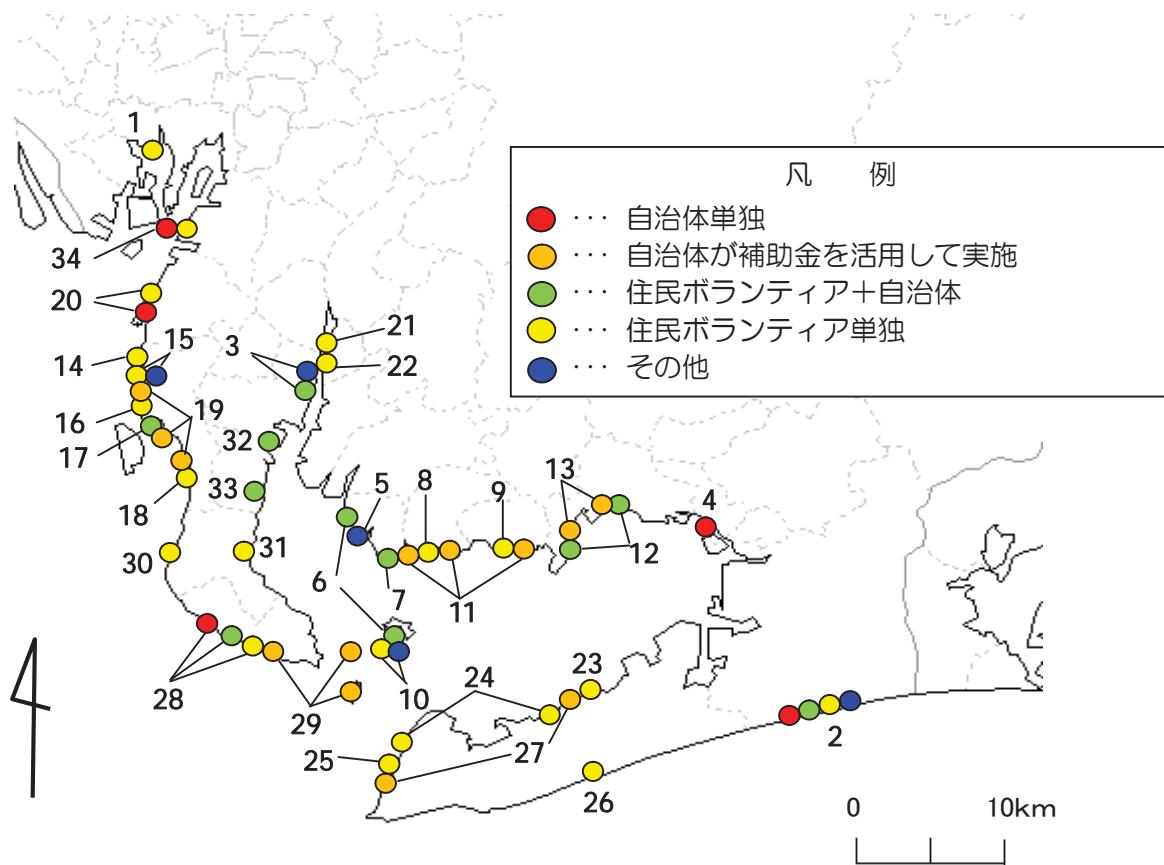


図2-3 海岸清掃活動が実施された海岸（平成21～25年度）

表2－3 海岸清掃活動状況一覧表（平成21～25年度）

No.	市町村名	清掃海岸名	実施形態	参加者
1	名古屋市	藤前干潟	住民ボランティア等民間団体による単独実施	市民団体、地元自治会、企業、行政など
2	豊橋市	豊橋・田原海岸、高豊漁港海岸、豊橋海岸、二川漁港海岸	豊橋市と住民ボランティア等民間団体との共同実施 豊橋市による単独実施 住民ボランティア等民間団体による単独実施 地域の住民の方が中心になって清掃実施団体を設置し、委託事業として実施	地元住民、海岸利用者、ボランティア等 豊橋市 高豊校区豊橋表浜海岸清掃協力会 小沢校区豊橋表浜海岸清掃協力会 細谷校区豊橋表浜海岸清掃協力会
		龜崎港周辺、半田運河周辺、半田中央ふ頭周辺	半田市民憲章実践協議会(協力：半田市)	—
		龜崎海浜緑地の海岸	半田市、愛知県及び住民ボランティアとの共同実施	市民
		御津漁港海岸御馬地区海岸	豊川市による単独実施	豊川市シルバー人材センター
5	西尾市	一色漁港海岸一帯	中学校の授業の一環として実施	一色中学校全校生徒、教職員
6		治明、細川、小藪、坂田新田、佐久島海岸	西尾市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	西三河漁業協同組合組合員
7		生田、千間海岸	西尾市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	衣崎漁業協同組合組合員
8		宮崎海岸	住民ボランティア等民間団体による単独実施	一般
9		幡豆町全城	住民ボランティア等民間団体による単独実施	漁業者
10		白浜海岸	住民ボランティア等民間団体による単独実施	島を美しくつくる会
11		吉良地区、寺部地区、東幡豆地区	佐久島に体験学習で訪れる中学生等	島を美しくつくる会
			西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市
12	蒲郡市	竹島海岸(竹島町) 春日浦・北浜海岸(形原町)	蒲郡市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	住民・自治会等(東松原常会、竹島同友会、六竹会、府相子ども会、形原6区長寿会)、市関連団体(観光協会、文化協会、ライオンズクラブ、マリンライオンズクラブ、連合愛知蒲郡地区連絡会、社会福祉協議会、明るい社会福祉協議会)、企業(ホテル竹島、蒲郡漁業協同組合形原支所、㈱小田、㈱サーラコーポレーション、㈱ニデック、中部電力㈱、岡崎信用金庫、アクロシティソリューションズ、㈱市川組、㈱P&P)、市職員
13			蒲郡市が補助金等を活用して実施	蒲郡市
14	常滑市	大野海岸	住民ボランティア等民間団体による単独実施	アダプトプログラム登録団体(地元区、子ども会)
15		榎戸海岸	住民ボランティア等民間団体による単独実施	アダプトプログラム登録団体(地元区、子ども会、名古屋みなど建設工事安全連絡協議会)、小学校
16			漁港工事請負業者によるイメージアップ活動	宇佐美工業、ショウワ建設、小島組、丸茂建設
17		多屋海岸	住民ボランティア等民間団体による単独実施	アダプトプログラム登録団体(地元区)、小学校
18		りんくうビーチ	常滑市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	アダプトプログラム登録団体、市
19		坂井海岸	住民ボランティア等民間団体による単独実施	アダプトプログラム登録団体
20		大野・鬼崎地区、りんくう地区、常滑・小鈴谷地区	常滑市が補助金等を活用して実施	常滑市
21		新舞子海岸	知多市による単独実施	環境を良くする市民の会、ジャパンエナジー
22		芳川町地内	住民ボランティア等民間団体による単独実施	渡し場かもめ会、個人ボランティア
23		青木町地内	住民ボランティア等民間団体による単独実施	N P O ボート高浜
24	田原市	白谷海岸	住民ボランティア等民間団体による単独実施	汐川を美しくする会、愛知海運産業株式会社
25		伊良湖海岸～白谷海岸	住民ボランティア等民間団体による単独実施	渥美半島の里海を美しくする会
26		西ノ浜海岸	住民ボランティア等民間団体による単独実施	亀の子隊
27		太平洋側海岸	住民ボランティア等民間団体による単独実施	表浜自然ふれあいフェスティバル実行委員会
28		仁崎・白谷地区、渥美地区	田原市が補助金等を活用して実施	田原市
29	南知多町	内海・山海海岸	南知多町による単独実施	南知多町
30			南知多町と住民ボランティア等民間団体との共同実施	南知多町、各地域の自治区、老人会、内海小・中学校、内海高等学校、豊浜漁業協同組合
31			住民ボランティア等民間団体による単独実施	南知多町
32	美浜町	西部海岸一帯	住民ボランティア等民間団体による単独実施	近隣住民・美浜クリーンパートナー・野間中学校・日本福祉大学・企業など
33		布土海岸全域	美浜町が補助金等を活用して実施	美浜町
34		知多湾	住民ボランティア等民間団体による単独実施	近隣住民・美浜クリーンパートナーなど
35		衣浦湾	武豊町と住民ボランティア等民間団体との共同実施	明るい社会づくり運動武豊、町職員、町内中学生、自治区、町内企業
36	武豊町	衣浦港(富貴港附近)	武豊町と住民ボランティア等民間団体との共同実施	明るい社会づくり運動武豊、町職員、町内中学生、自治区、町内企業、消防署
37		衣浦港(武豊港附近)	武豊町と住民ボランティア等民間団体との共同実施	富貴中生徒、職員、地元自治区(3区)、町内企業(6社)、町内建設業者(6社)、各種ボランティア団体(3団体)、県及び町職員等
38	名古屋港管理組合	名古屋港	名古屋港管理組合による委託事業 関係企業によるボランティア活動として実施	武豊中生徒、職員、地元自治区(3区)、町内企業(7社)、武豊クリーンクラブ、遊漁船組合、町内建設業者(6社)、明るい社会づくり運動、県及び町職員等

(3) 海岸漂着物に関する課題

海岸漂着物を課題ごとに整理すると下表のとおりである。

課題	内容	市町
漂着状況等	・人工的なごみは自然界で消滅せず、環境に及ぼす影響が大きい。	豊橋市
	・一旦清掃して綺麗になっても、再度、ごみが漂着し、汚れてしまう。	西尾市
	・春秋のクリーンキャンペーン月間に、「統一実践活動」として住民・企業等の参加を募り清掃活動を実施している。本来は散乱ごみの収集を目的としているが、実際のところ海岸地区においては散乱ごみよりも流木のほうが多い。	蒲郡市
	・清掃を実施していない海岸では、漂着ごみが流れ着いたままの状態となっている。	田原市
	・海岸清掃の実施後は一時的にはきれいな状態であるが、しばらくすると元の状態に戻ってしまう。	
分別	・海岸清掃で集められたごみについては、きちんと分別されていないものもあり、市の施設に受入後、職員により分別するため負担となる。	田原市
	・海岸漂着物の分別に手間がかかり、清掃活動実施者の不足等もあり大きな労力を要している。	南知多町
処理費用	・流木は当市処理施設では処理ができないため、処理費用を海岸漂着物地域対策推進事業費補助金に頼りきっている。	蒲郡市
	・台風、大雨などで多くの海岸漂着物が打ち上げられ、回収する際の人件費や重機の借り上げ料が高額で困っている	知多市
	・タイヤや冷蔵庫なども、海岸清掃で集められたものについては受け取り、市から業者へ処理委託をしている状況であり処理費用がかかる。	田原市
	・清掃活動実施予算が不足している。	南知多町
	・本町は、知多半島南端に位置し、離島二島を有しており大雨、台風等異常気象時後には、毎年、海岸に大量のごみが漂着する状況にある。そのため、漁業、観光業等への直接の被害や生活環境にも影響を及ぼしております、海岸清掃活動にかかる予算、手間等重い負担となっている。現在、海岸漂着物地域対策推進事業によりその一部を実施しているが、継続的な補助事業の制度化をお願いしたい。	
処理の困難性	・年によってはアオサが大量発生することがあり、処分に苦慮している。 平成26年度はクリーンセンターにおいて少量ずつの焼却を考えているが、炉の短命化に繋がることと焼却によるダイオキシンの発生が懸念されることから抜本的な解決策を見出す必要に迫られている。	蒲郡市
発生抑制	・漂着ごみは、上流地域からのものと見られるため、関係市町村等との連携（組織化）も重要なものと思われる。	南知多町

3 現地調査結果

(1) 現地調査の目的

海岸漂着物の現況及び発生状況を把握するため、海岸及び河川において現地調査を実施した。

海岸漂着物の現況調査は、海岸漂着物量調査（目視調査）と海岸漂着物内容調査（コドラー調査）の2種類について、発生状況調査は、河川でごみの集積が確認された区間のごみ量及び内容の調査を行った。

(2) 現地調査

ア 海岸漂着物量調査

(ア) 調査方法

調査は海岸漂着物の状況の変化を確認するため、降雨の前後で実施した。

「水辺の散乱ごみの指標評価手法（海岸版）」に定める「漂着ゴミ（かさ容量）の推測」に基づき、目視によるかさ容量の推測を行った（表2-1参照）。

なお、海岸漂着物量は、その全量と、自然系（灌木・流木等）を除いた量の2種類で調査した。

(イ) 調査地点

図2-4のとおり18地区で調査を実施した。

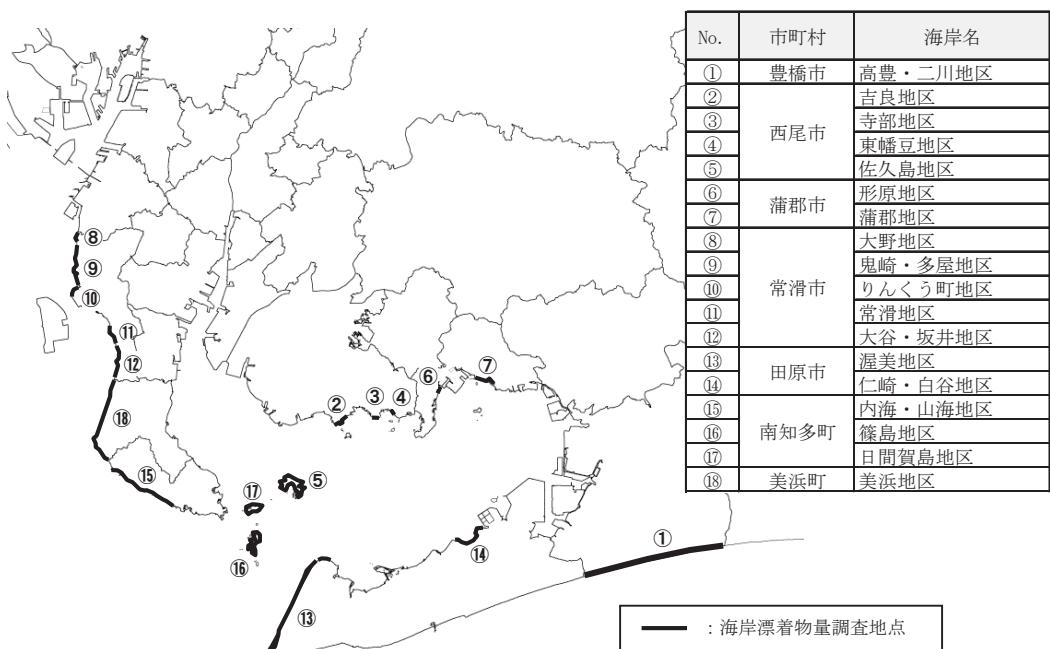


図2-4 海岸漂着物量調査地点

(ウ) 調査期間

平成 26 年 9 月 10~14 日（降雨前）、平成 26 年 9 月 27~29 日（降雨後）

(エ) 調査結果

本調査結果の海岸漂着物量は、表 2-4、図 2-5～2-8 のとおりであり、調査実施時期の風向、降雨量及び潮位は図 2-9～11 のとおりであった。

図 2-6 のとおり、10m 当たりの海岸漂着物量は、豊橋市、常滑市、田原市、南知多町及び美浜町で多かった。これは、外海に面する海岸では多くの海岸漂着物が集積すること、また、調査実施期間中の風向（図 2-9）が北西方向からの風が多かったため、西向きの海岸に多くの漂流物が漂着したことが考えられる。

また、降雨前後の海岸漂着物量については、図 2-5 及び図 2-6 のとおりで、降雨前後で顕著に海岸漂着物量が変化した海岸はなかった。降雨後に海岸漂着物量が増加している箇所もあったが、減少している箇所もみられた。降雨に伴い海岸にはごみが漂着したものと考えられるが、海岸漂着物は一定の割合で海へ再漂流するため※、降雨前後で顕著な差が見られなかつたものと考えられる。

このように県内の海岸には、多くの海岸漂着物が集積していることから、海岸の環境保全等のため、また、再漂流のサイクルによる他地域への流出を防ぐため、その回収・処理の推進が求められる。

※ 國土技術政策総合研究所研究報告 No.54 July2014、「海岸における海洋プラスチックの滞留時間の計測と海岸清掃への応用に関する研究」、國土技術政策総合研究所 片岡智哉

表2-4 海岸漂着物量調査結果

No.	市町村	区域	区間延長(m)	調査日		ごみ総量		ごみ総量(自然系除く)		10m当ごみ量		10m当ごみ量(自然系除く)		降雨前後の増減
				降雨前	降雨後	降雨前(L)	降雨後(L)	降雨前(L)	降雨後(L)	降雨前(L/10m)	降雨後(L/10m)	降雨前(L/10m)	降雨後(L/10m)	
1	豊橋市	高豊・二川地区	13,500	9月10-14日	9月27日	129,763	150,450	4,603	7,913	96	111	3	6	増
2	西尾市	吉良地区	1,500	9月11日	9月27日	820	540	160	100	5	4	1	1	減
3		寺部地区	300	9月11日	9月27日	20	40	0	2	1	1	0	0	増
4		東幡豆地区	200	9月11日	9月27日	0	20	0	5	0	1	0	0	増
5		佐久島地区	10,500	9月11日	9月27日	5,120	5,460	1,120	1,080	5	5	1	1	増
6	蒲郡市	形原地区	800	9月11日	9月27日	3,300	2,900	140	80	41	36	2	1	減
7		蒲郡地区	3,700	9月11日	9月27日	3,100	4,720	320	580	8	13	1	2	増
8	常滑市	大野地区	900	9月12日	9月29日	16,560	13,800	920	740	184	153	10	8	減
9		鬼崎・多屋地区	4,300	9月12日	9月29日	27,800	26,880	1,790	1,820	65	63	4	4	減
10		りんくう地区	1,400	9月12日	9月29日	4,480	3,280	360	240	32	23	3	2	減
11		常滑地区	1,500	9月12日	9月29日	1,840	2,760	100	340	12	18	1	2	増
12		大谷・坂井地区	3,800	9月12日	9月29日	30,080	26,200	1,920	1,870	79	69	5	5	減
13	田原市	渥美地区	12,800	9月10-14日	9月28日	68,500	63,220	5,460	3,840	54	49	4	3	減
14		仁崎・白谷地区	3,300	9月10日	9月27日	4,100	3,260	1,160	614	12	10	4	2	減
15	南知多町	内海・山海地区	6,500	9月12日	9月28日	44,510	35,220	3,120	2,680	68	54	5	4	減
16		篠島地区	6,600	9月12日	9月29日	5,360	5,100	660	440	8	8	1	1	減
17		日間賀島地区	3,500	9月12日	9月29日	440	560	120	140	1	2	0	0	増
18	美浜町	美浜地区	8,500	9月12日	9月28日	59,563	47,160	2,468	1,610	70	55	3	2	減

単位:L/全長

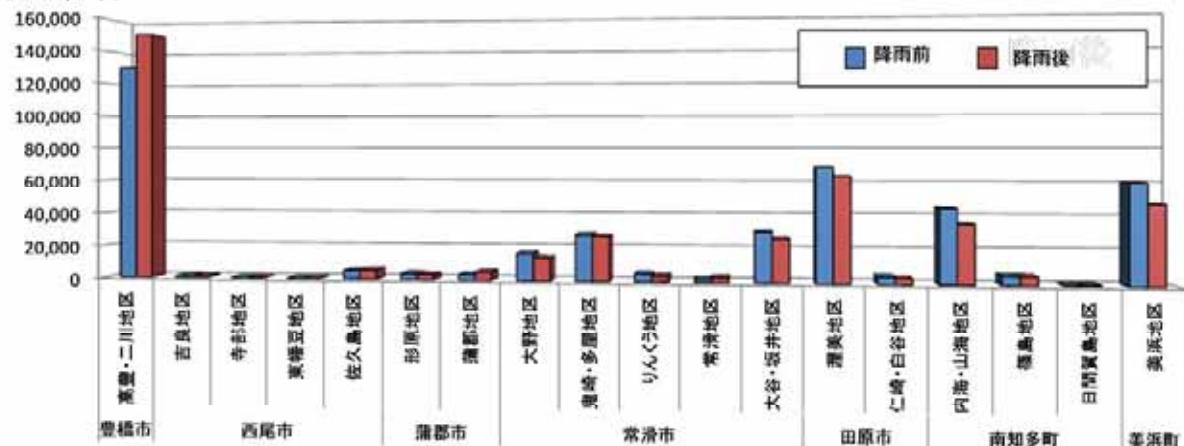


図2-5 海岸漂着物量結果(ごみ総量・自然系含む)

単位:L/10m

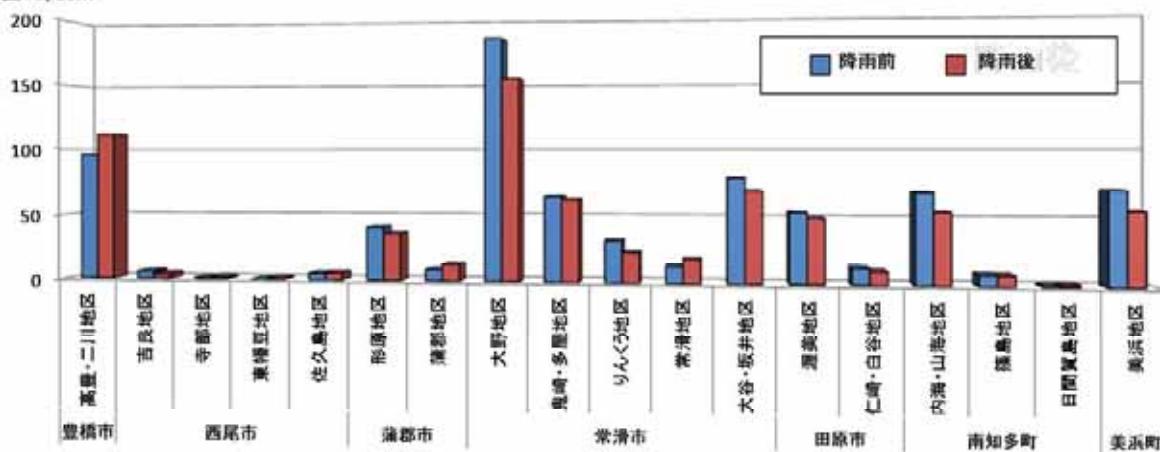


図2-6 海岸漂着物量結果(10m当たりのごみ量・自然系含む)

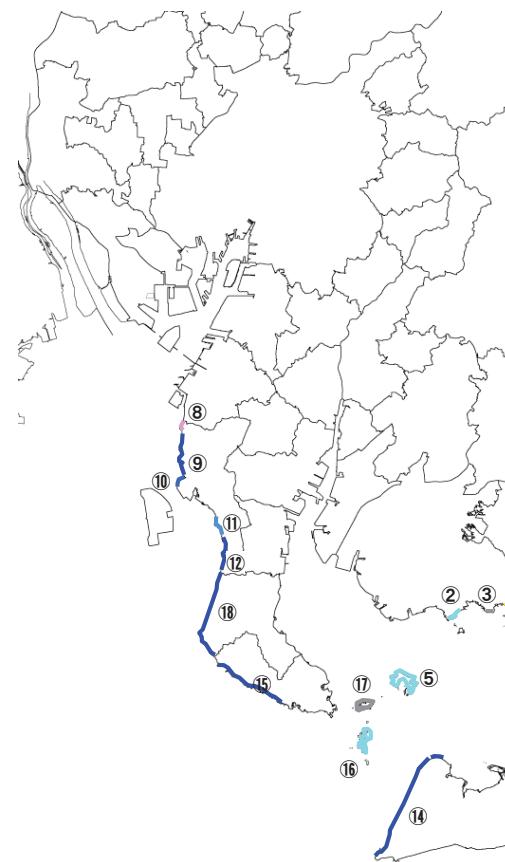


図2-7 ごみ量ランク（海岸漂着物量調査結果、降雨前、自然系含む）



図2-8 ごみ量ランク（海岸漂着物量調査結果、降雨後、自然系含む）

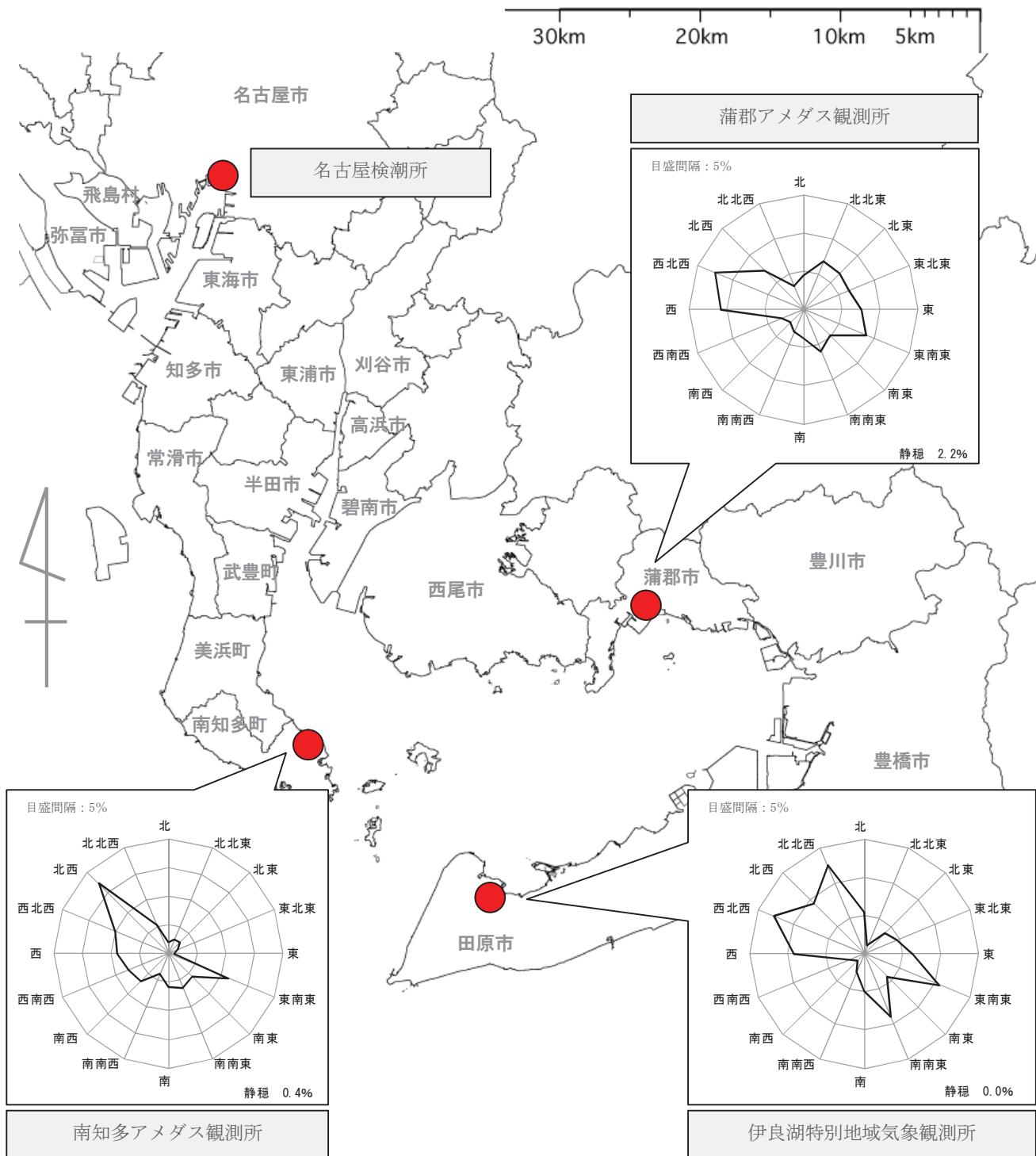


図 2－9 各観測所の位置図及び風配図（2014年9月）

出典：気象庁ホームページ（風配図は1時間毎の風向を集計）

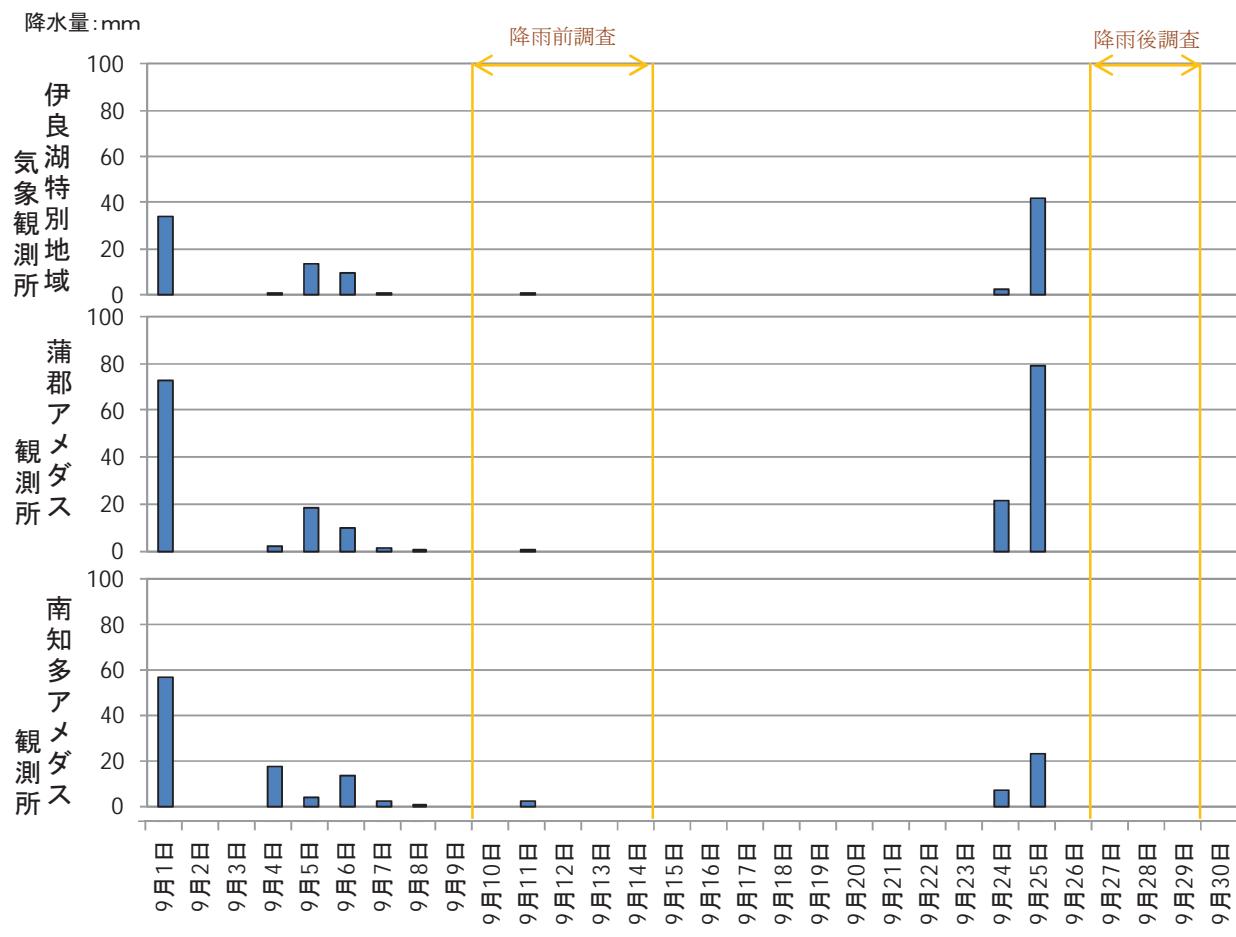


図2-10 各観測所における降水量の推移（2014年9月）

出典：気象庁ホームページ

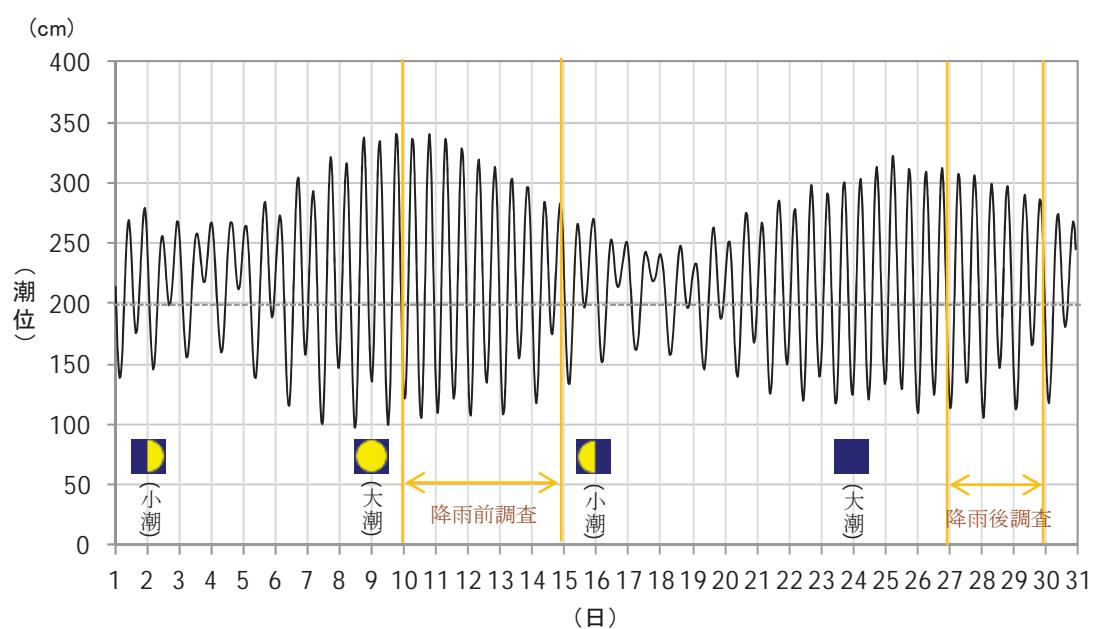


図2-11 名古屋検潮所における潮位の推移（2014年9月）

出典：気象庁ホームページ（潮位は観測基準面上の値で表記（観測基準面の標高：-200.9cm））

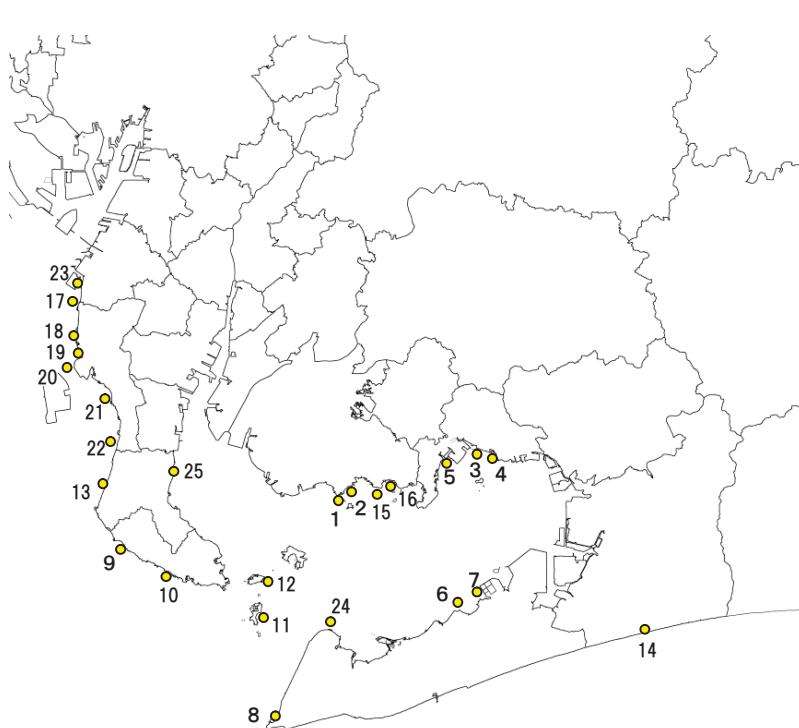
イ 海岸漂着物内容調査

(ア) 調査方法

各海岸においてコドラーート（10m×10m）を1箇所設定し、コドラーート内の海岸漂着物を回収し、表2-5のとおり分類し、計量した。

(イ) 調査地点

図2-12のとおり25海岸で調査を実施した。



No.	市町村	海岸名	実施年度
1	西尾市	恵比寿海岸	H22
2		宮崎海岸	
3		竹島海岸	
4		三谷海岸	
5		春日浦海岸	
6	田原市	仁崎海岸	H22
7		白谷海岸	
8		伊良湖海岸	
9		内海港海岸	
10	南知多町	山海海岸	H22
11		篠島海岸	
12		日間賀島海岸	
13		西部海岸全域	
14	豊橋市	高豊・二川地区	H26
15	西尾市	寺部地区	
16		東幡豆地区	
17	常滑市	大野地区	H26
18		鬼崎地区	
19		多屋地区	
20		りんくう町地区	
21		常滑地区	
22		大谷・坂井地区	
23	知多市	新舞子地区	H26
24	田原市	渥美地区（延長）	
25	美浜町	布土地区	

図2-12 海岸漂着物内容調査地点

(ウ) 調査期間

平成22年11月18日、12月7～9日、

平成26年9月27日～30日、平成27年1月13日、2月4日

(エ) 調査結果

本調査結果を図2-13、2-14及び表2-5に示す。

図2-13及び表2-5のとおり、海岸漂着物を生活系、漁業系、事業系及びその他に区分し、その重量構成をみると、海岸漂着物の8割以上が自然系の灌木や流木で占められている。また、自然系を除いては生活系が約10%、事業系が約3%、漁業系が約1%である。生活系では、ペットボトル、食品の包装・容器、飲料ガラス瓶が多くを占めており、漁業系ではロープ・ひもが、事業系では木材等が多くを占めた。

図2-14のとおり、三河湾の北側に位置する西尾市及び蒲郡市の海岸では、流木や灌木といった自然系ごみの割合が比較的低い傾向が見られ、2地区においては、生活系ごみが海岸漂着物の半数以上を占めており、発生抑制対策推進の必要性がある。



写真：コドラート枠設置状況



写真：海岸漂着物の分類状況

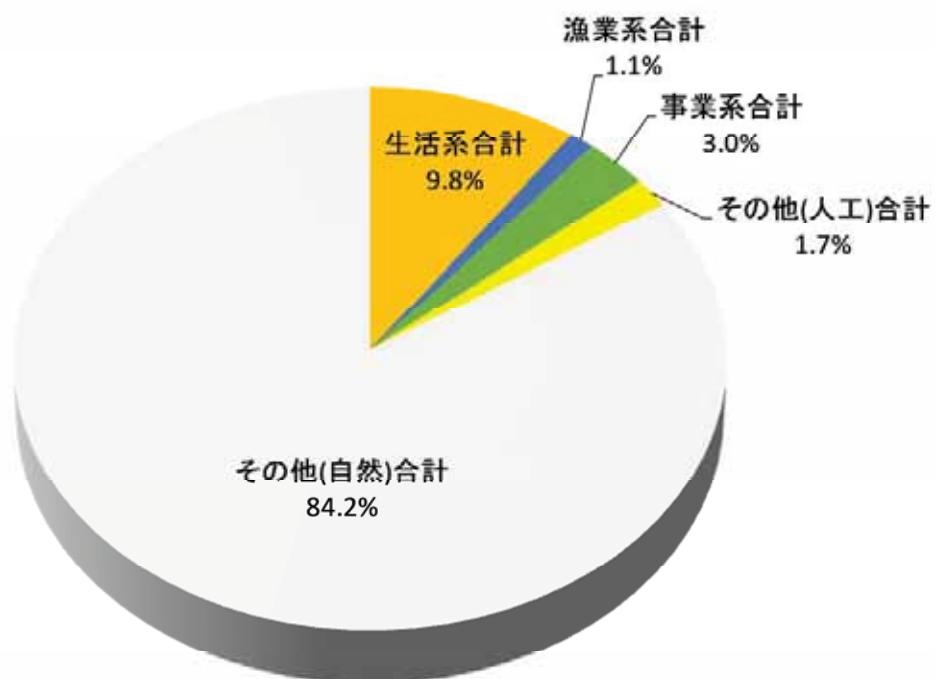
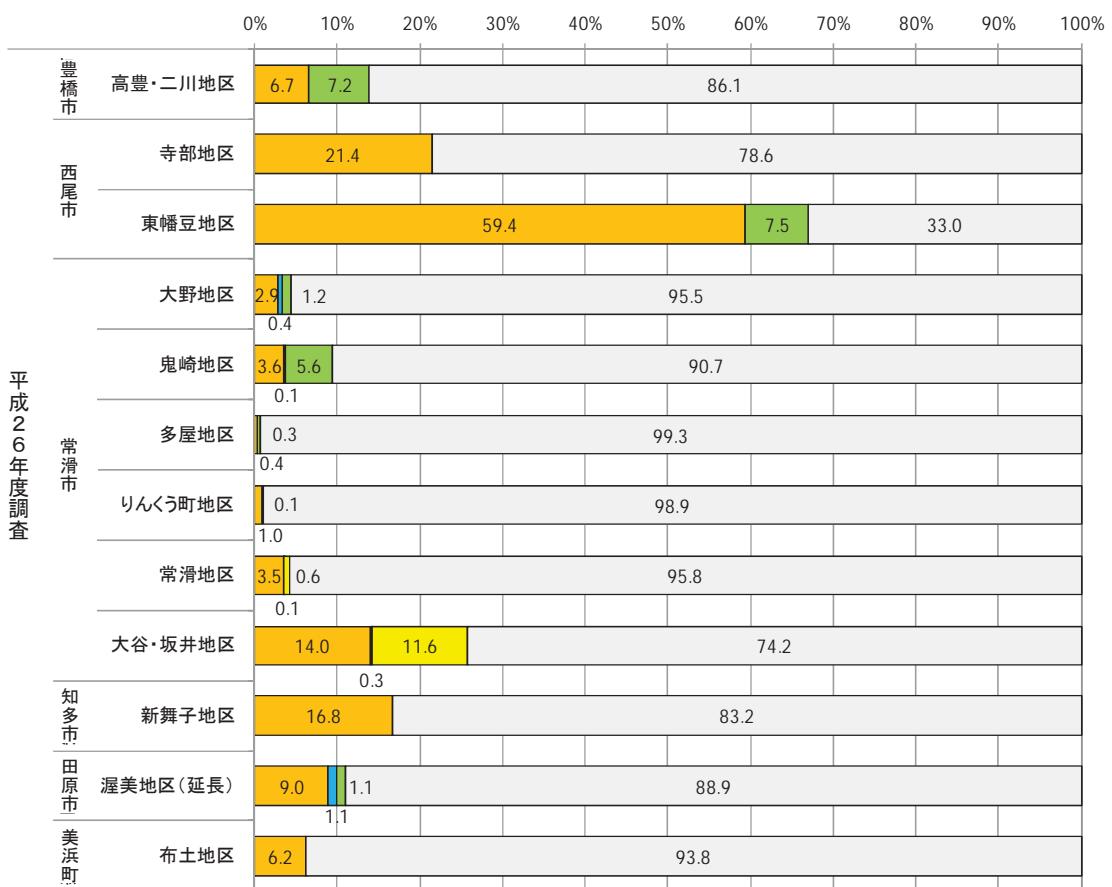


図2-13 重量割合 (全地点合計)



■ 生活系 ■ 漁業系 ■ 事業系 ■ その他(人工) □ その他(自然)

図 2-14 重量割合 (地点別)

表2-5 海岸漂着物内容調査結果【重量】

No.	分類	西尾市			蒲郡市			田原市			南知多町			豊橋市			西尾市			常滑市			平成26年度調査							
		西尾市	蒲郡市	田原市	春日浦地区	三谷地区	白谷地区	仁崎地区	伊良湖地区	内海地区	山海地区	篠島地区	日間賀島地区	西部海岸	高豊・一川地区	東幡豆地区	寺部地区	東幡豆地区	大野地区	鬼崎地区	多屋地区	りんくう町地区	常滑地区	大谷・坂井地区	新舞子地区	渥美地区(延長)	知多市	田原市	美浜町	布土地区
	灌木、流木を除いた合計	0.82	1.42	1.00	1.46	2.80	6.00	4.99	3.62	2.27	2.37	1.54	0.91	3.67	0.96	0.03	0.71	0.49	4.99	0.11	0.10	1.86	4.95	1.29	1.89	0.41	50.63			
	灌木、流木を含めた合計	1.01	2.31	1.20	4.57	6.55	36.50	25.49	8.82	7.77	8.95	3.51	7.21	15.47	6.91	0.14	1.06	10.94	53.49	15.01	9.30	44.56	19.15	7.69	17.09	6.61	321.29			
I	生活系合計	0.38	0.59	0.66	0.81	1.68	4.26	3.12	2.48	1.60	1.85	0.91	0.43	1.91	0.46	0.03	0.63	0.32	1.91	0.06	0.09	1.55	2.68	1.29	1.53	0.41	31.61			
II	漁業系合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.40	0.64	0.42	0.51	0.43	0.00	0.20	0.20	0.52	0.00	0.00	0.00	0.04	0.08	0.00	0.01	0.00	0.05	0.00	0.18	0.00	3.67		
III	事業系合計	0.21	0.19	0.00	0.45	0.45	1.11	1.45	0.64	0.24	0.24	0.22	0.00	0.57	0.50	0.00	0.08	0.13	3.00	0.05	0.00	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	9.74		
IV	その他(人工)合計	0.23	0.64	0.34	0.21	0.28	0.00	0.00	0.00	0.28	0.21	0.28	0.68	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.27	2.21	0.00	0.00	0.00	0.00	5.61		
V	その他(自然)合計	0.19	0.89	0.20	3.12	3.75	30.50	20.50	5.20	5.50	6.58	1.98	6.30	11.80	5.95	0.11	0.35	10.45	48.50	14.90	9.20	42.70	14.20	6.40	15.20	6.20	270.66			
1	飲料用プラスボトル																												4.10	
2	食品の包装・容器																													
3	生活雑貨																													
4	ふた・キャップ																													
5	袋類(農業用以外)	0.19																												
6	飲料缶																													
7	くつ・サンダル																													
8	飲料ガラス瓶																													
9	おもちゃ類																													
10	ライター																													
11	その他生活系	0.20	0.20	0.42	0.22	0.21	0.39	0.31	0.27	0.36	0.20	0.22	0.23	0.10	0.01	0.01	0.53	0.18	0.18	0.01	0.01	0.63	0.24					0.01	5.12	
12	ロープ・ひも																													
13	糞うさ・フロート・ブイ																													
14	その他漁業系																													
15	木材等	0.21																												
16	農業・肥料袋																													
17	その他事業系	0.19	0.24	0.20	0.70	0.44	0.25	0.24	0.22	0.24	0.24	0.24	0.24	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	
18	灌木	0.19	0.45	0.20	2.60	3.50	21.40	11.70	2.20	2.60	1.98	1.73	1.80	7.40	0.20	0.08	0.10	4.30	22.75	10.90	3.50	12.55	10.48	6.40	6.50	2.20	137.70			
19	のれ木	0.44	0.52	0.25	9.10	8.80	3.00	2.90	4.60	0.25	4.50	4.40	5.75	0.03	0.25	6.15	25.75	4.00	5.70	30.15	3.72	8.70	4.00	132.95						
20	其他	0.23	0.64	0.34	0.21	0.28																								

ウ 発生状況調査

(ア) 調査方法

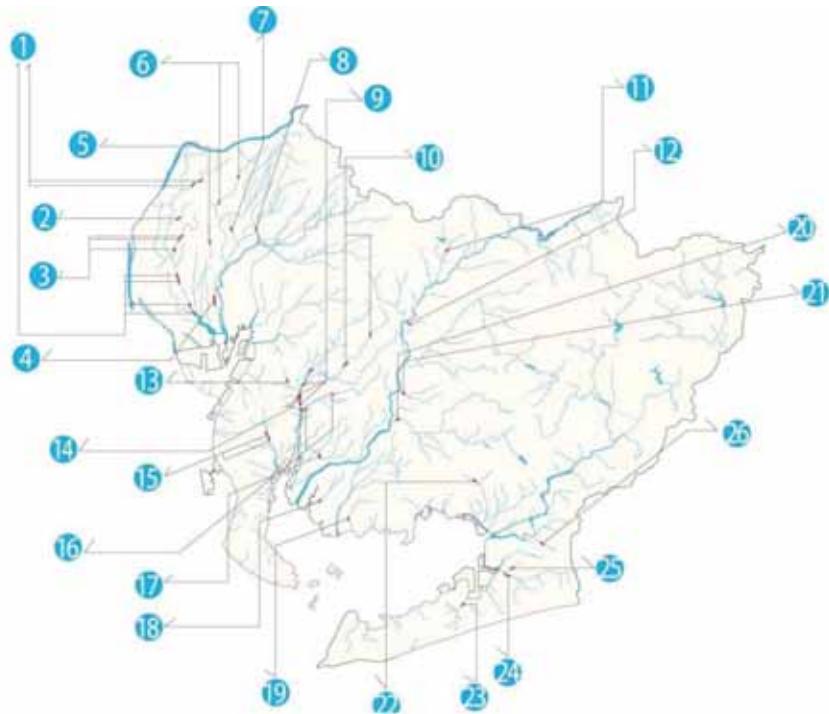
調査区間のごみを収集し、表2-6のとおり、ごみの種類毎に分類して集計した。

表2-6 ごみの種類別分類

大分類	小分類	大分類	小分類
生活系	ペットボトル	事業系	プラスチック系 (発砲スチロール)
	食品包装・容器		金属類(缶類等)
	ごみ袋一式	農業系	
	ビン		
	空き缶		その他
	その他生活雑貨	自然系	草・木

(イ) 調査対象河川

図2-15のとおり、愛知県が管理する河川のうち、26河川で調査を実施した。調査対象区間は、ごみの堆積が多く確認できた区間とした。



No.	河川名
1	日光川
2	光堂川
3	三宅川
4	新川
5	福田川
6	青木川
7	水場川
8	合瀬川
9	逢妻川
10	逢妻女川
11	犬伏川
12	市木川
13	鞍流瀬川
14	境川
15	阿久比川

No.	河川名
16	猿渡川
17	油ヶ淵
18	北浜川
19	矢崎川
20	乙川
21	青木川
22	音羽川
23	汐川
24	梅田川
25	内張川
26	朝倉川

(ウ) 調査年度

平成25～26年度

(エ) 調査結果

河川延長44.3kmで調査を実施した結果、回収したごみの総量は52.7tであった(1.2kg/m)。

回収したごみを表2-6のとおり分類した結果を図2-16に示す。日常生活に伴つて排出されるペットボトルや食品包装・容器などの生活ごみが約72%を占めた。また、生活系ごみの中でも、飲食に関わるペットボトル、食品包装・容器、ビン及び空き缶が全体の39%(生活系の約54%)を占めていること、また、橋梁、交差点、交通量の多い道路付近で多くごみが見つかったとの調査報告から、外出先で飲食したごみがポイ捨てされたものと考えられる。

また、人目のつきにくい場所などで、大型の生活雑貨(家電、マットレス、ソファ、ベビーカーなど)が不法投棄されており、これらは、全体の約25%を占める「生活系」「その他生活雑貨」に分類した。また、消火器や大量のタイヤなど、事業者による不法投棄と思われるものもあり、これらは全体の12%を占めた「事業系」「その他」に分類した。

なお、各河川の「1m当たりのごみ量」、「生活系ごみ、事業系ごみ、自然系ごみ」の割合を図2-17に示す。

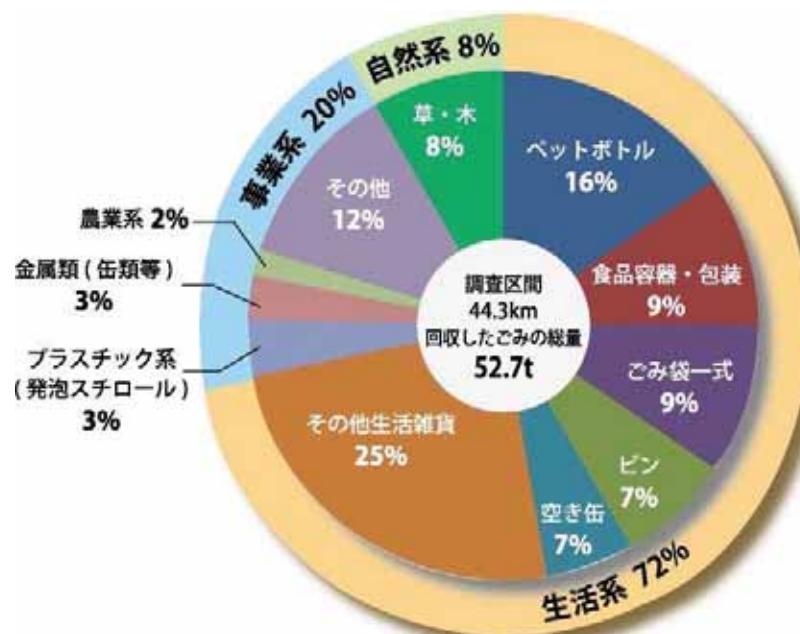


図2-17 ごみの内訳

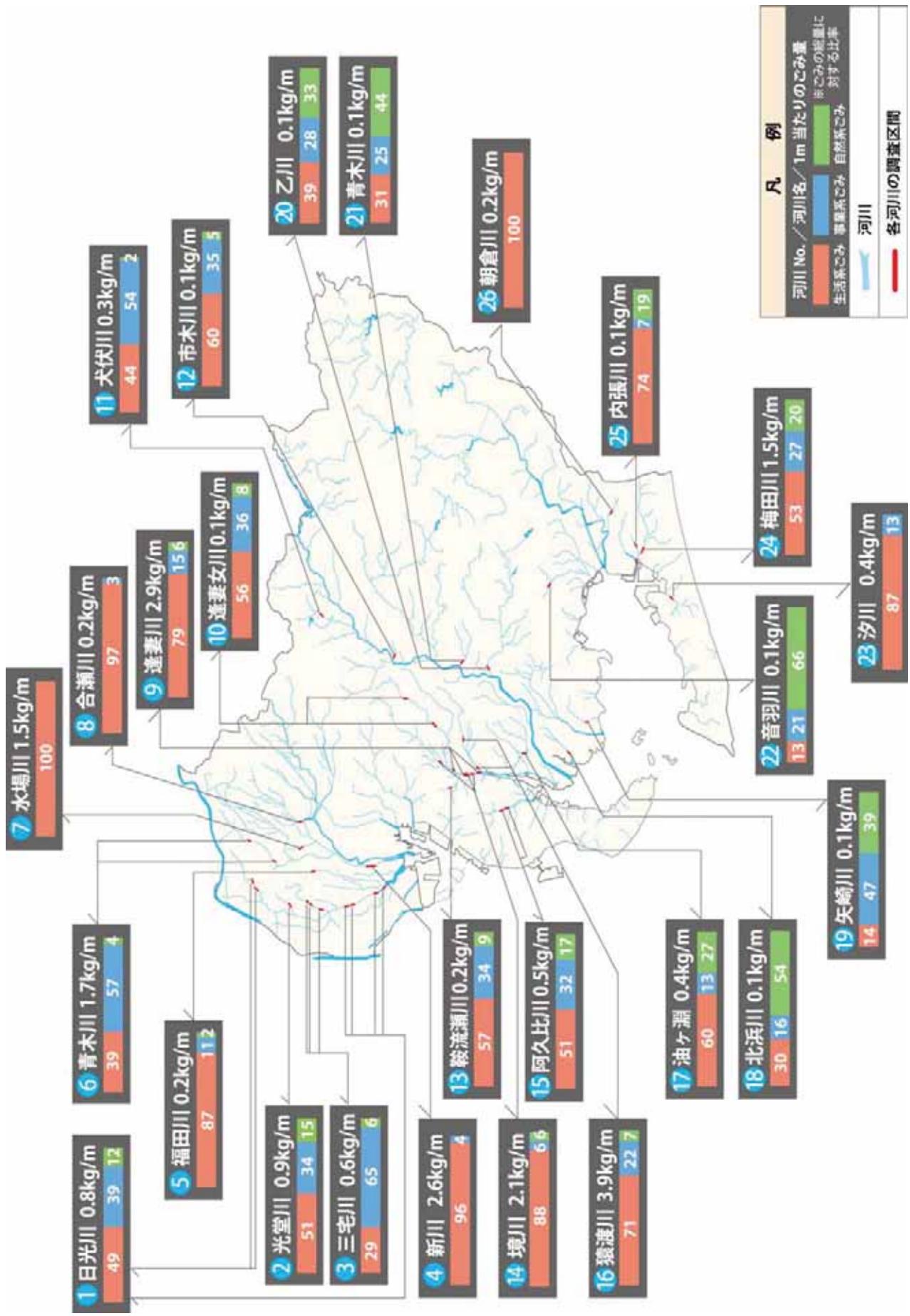


図2-18 各河川のごみの量及び内訳

第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針

愛知県の海岸における良好な景観及び生物の生態環境等の保全や海岸漂着物の円滑な処理等を行っていくための基本理念と基本方針を以下に示す。

基本理念

海岸が県民共有の財産として県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の環境について、その良好な状態の保全を図るものとする。

基本方針

1. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の海岸漂着物に関わりのある多様な主体が地域の実情に応じた適切な役割分担を行うとともに、各主体相互の情報共有等を行いながら、連携していく体制の確保に努める。

2. 海岸漂着物の円滑な処理の推進

海岸漂着物が集積することにより、現に海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、円滑な処理をすすめることにより、海岸の清潔保持及びその海域への流出防止に努める。

3. 海岸漂着物の効果的な発生抑制

県及び市町村は、ごみの排出抑制やポイ捨て・不法投棄防止を推進し、海岸漂着物の発生抑制に努める。

また、環境学習や普及啓発を通じて、広く県民に海岸漂着物の問題認識を促し、発生抑制への理解促進と環境保全の意識高揚に努める。

第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

大量に海岸漂着物が集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に、特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域を、「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」という。）」とする。

重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物の集積状況及び清掃活動の実施状況のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について、総合的に判断する。

（1）重点区域の設定方法

国の基本方針に沿って、愛知県が重点区域設定基準（評価指標及び評価基準）を作成して、重点区域（案）を設定する。その後、愛知県海岸漂着物対策推進協議会における関係機関、関係団体等の意見を反映し、県は重点区域を設定する。

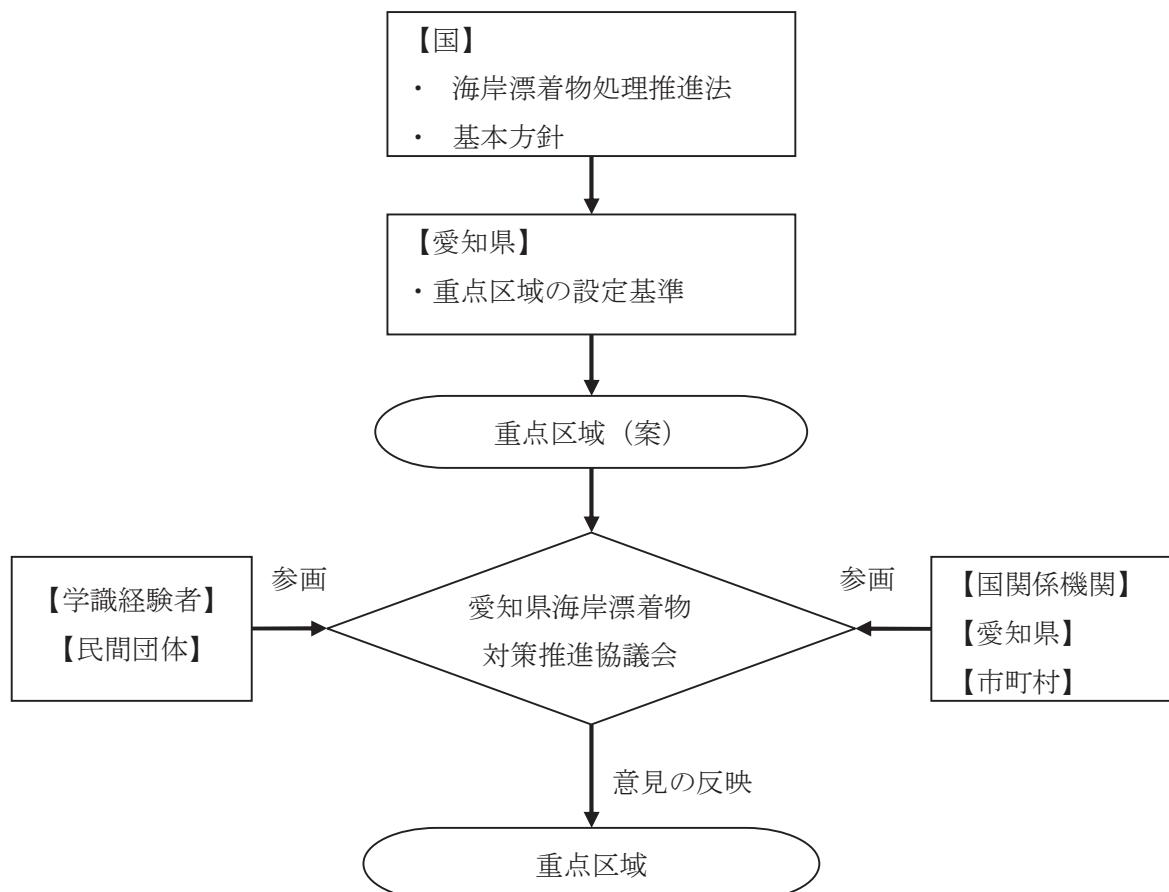


図4－1 重点区域の設定フロー

(2) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとする。

(3) 重点区域の設定基準

重点区域は、以下に記述する設定基準の第1項目及び第2項目のそれぞれを満足する海岸とする。

まず、「海岸漂着物状況」を設定基準第1項目とし、「海岸漂着物の集積状況」及び「海岸清掃活動の実施状況」の2つの評価指標を設け、それぞれの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準は表4-1に示す。

表4-1 設定基準第1項目

項目	評価指標	評価基準
海岸漂着物状況	海岸漂着物の集積状況	大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸
	海岸清掃活動の実施状況	海岸漂着物の清掃活動が管理者、市町村、地域住民等により実施されている海岸

次に、地域特性を踏まえた「自然的条件」と「社会的条件」の2つを設定基準第2項目とする。

「自然的条件」に「海岸地形・景観」及び「生態系」の2つの評価指標を設け、また、「社会的条件」に「利用状況」及び「経済活動」の2つの評価指標を設け、いずれかの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準は表4-2のとおりである。

表4-2 設定基準第2項目

項目	評価指標	評価基準
自然的条件	海岸地形・景観	保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸 国定公園、県立自然公園の指定地域、その他景観に配慮すべき地域
	生態系	動植物の生息にとって重要な海岸 鳥獣保護区の指定地域、その他動植物の生息に配慮すべき地域
社会的条件	利用状況	海水浴場、潮干狩りや環境学習の場として利用のある海岸
	経済活動	漁港・漁業、港湾、マリーナ、祭事・観光・保養地等として利用のある海岸

(4) 重点区域の設定

これまで示した設定基準により、重点区域を図4-2及び表4-2のとおり設定する。また、各重点区域の範囲と地域概要をP28~65に示す。

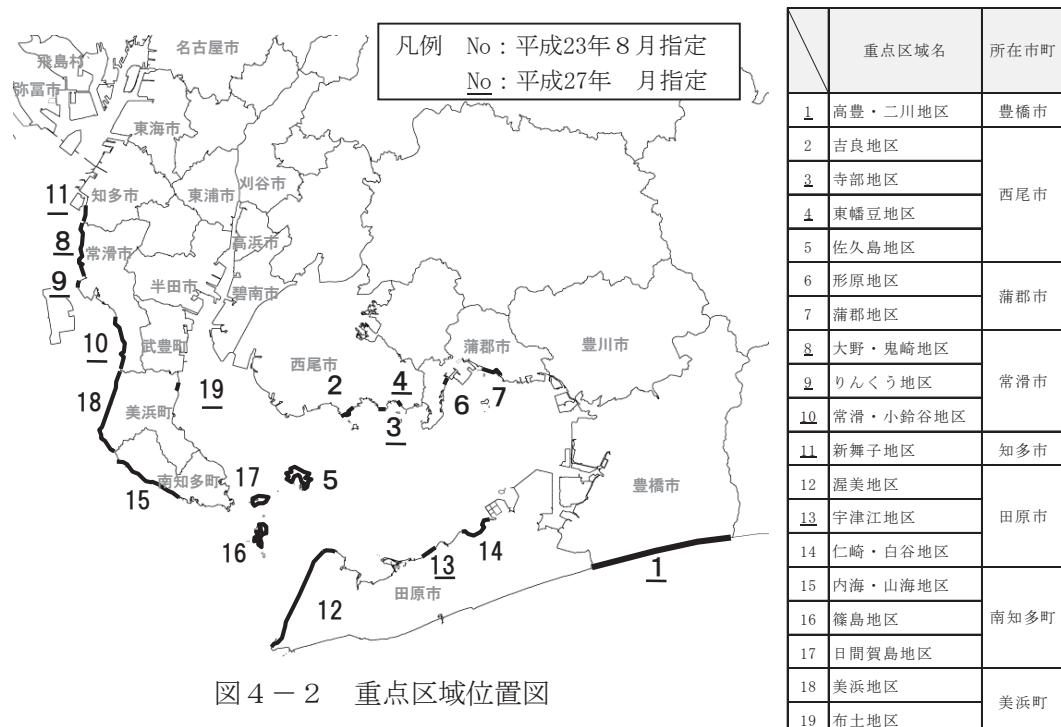


図4-2 重点区域位置図

表4－2（1）重点区域一覧

重点区域名	所在市町	対象区域	海岸管理者	設定基準第1項目				設定基準第2項目				備考	
				海岸漂着物状況		海岸地形、景観		自然的条件		社会的条件			
				海岸漂着物の集積状況				生態系		利用状況	経済活動		
1 高豊・二川地区	豊橋市	豊橋市内太平洋側海岸	県(河川課)、 豊橋市 西尾市	○	○	○	○	アカリミカガメの産卵地	海水浴場、 釣り場、マリンスポーツ、環境学習(少年自然の家)	漁港	平成27年 ○月指定		
2 吉良地区		蛭子岬～吉良町・幡豆町境	県(河川課)、 西尾市	○	○	○	○	三河湾国定公園	海水浴場、 潮干狩り場	漁港	平成23年 8月指定		
3 寺部地区	西尾市	寺部海水浴場	県(河川課)	○	○	○	○	三河湾国定公園	海水浴場、 釣り場	—	平成27年 ○月指定		
4 東幡豆地区		東幡豆海岸	県(港湾課)	○	○	○	○	三河湾国定公園	海水浴場、 釣り場	地方港湾、 觀光地(前島、干潟)	平成27年 ○月指定		
5 佐久島地区		佐久島内海岸全域	県(河川課)、 西尾市	○	○	○	○	三河湾国定公園 佐久島	海水浴場、 釣り場	漁港、 博物館(弁天口)	平成23年 8月指定		
6 形原地区		袋川河口～北浜公園南側	県(河川課)、 港湾課)	○	○	○	○	—	海水浴場、 釣り場	漁港、 温泉地	平成23年 8月指定		
7 蒲郡地区	蒲郡市	竹島園地～海陽ヨットハーバー西側	県(河川課)、 港湾課)	○	○	○	○	三河湾国定公園 特別保護地区	海水浴場、 潮干狩り場	漁港、 温泉地(竹島)、 水族館(竹島)、 三谷祭	平成23年 8月指定		
8 大野・鬼崎地区		大野漁港～井口川河口付近	県(河川課)、 常滑市	○	○	○	○	アカリミカガメの産卵地、 ハマルヒカガメの群生地	海水浴場、 釣り場、マリンスポーツ	漁港	平成27年 ○月指定		
9 りんくう地区	常滑市	りんくうビーチ	常滑市	○	○	○	○	—	アカリミカガメの産卵地	海水浴場、 釣り場	平成27年 ○月指定		
10 常滑・小鎗谷地区		苅屋漁港～常滑市・美浜町境	県(河川課)、 常滑市	○	○	○	○	南知多県立自然公園	海水浴場、 潮干狩り場、 釣り場	漁港	平成27年 ○月指定		

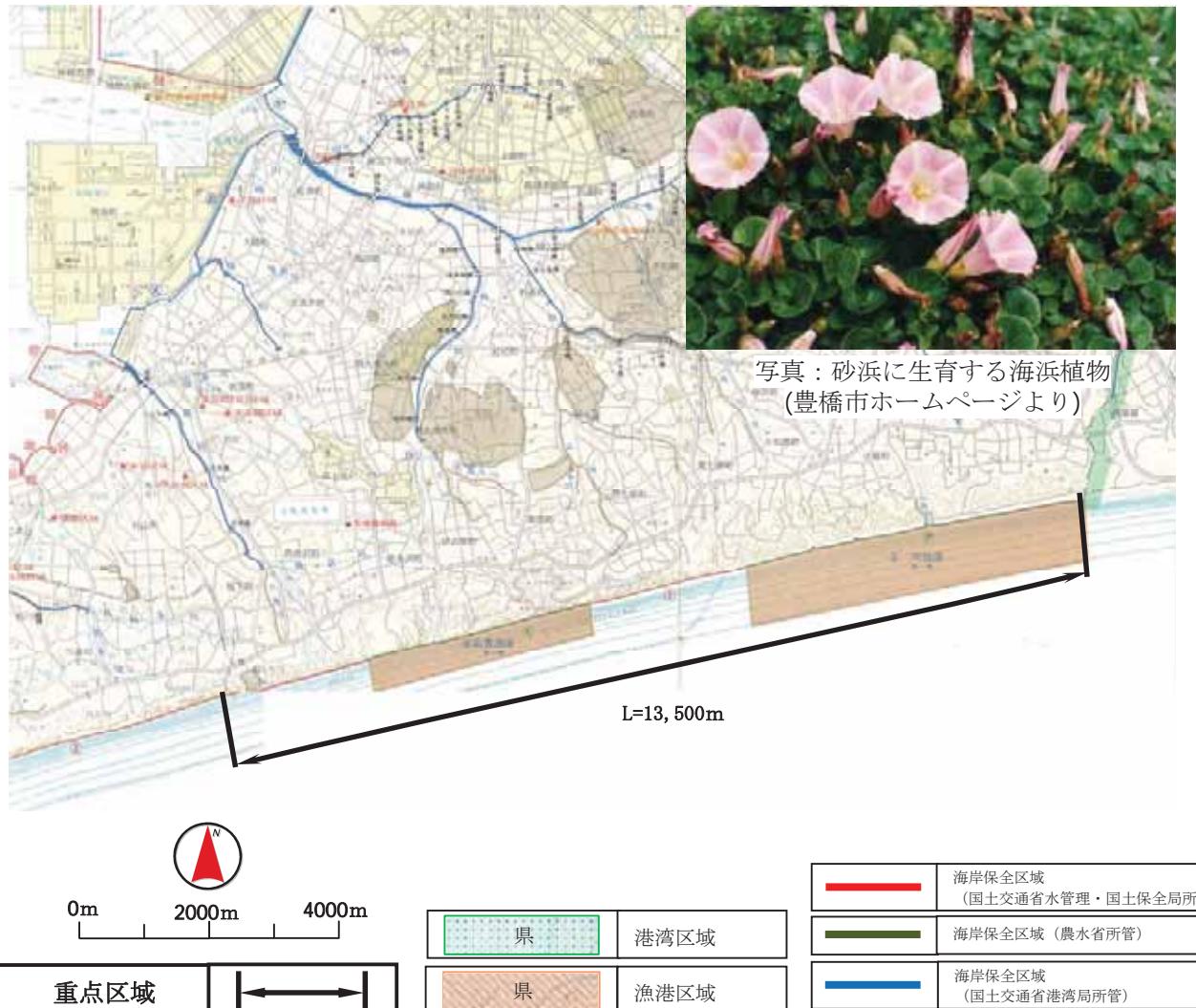
注) 表中の「○」は各基準を満たすことを意味する。

表4-2(2) 重点区域一覧

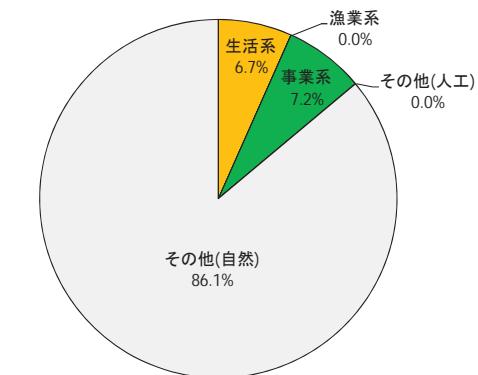
重点区域名	所在市町	対象区域	海岸管理者	設定基準第1項目		設定基準第2項目		備考
				海岸漂着物状況	海岸漂着物の集積状況	海岸地形、景観	生態系	
11 新舞子地区	知多市	日長川樋門～知多市・常滑市境	県(河川課)	○	○	南知多県立自然公園	—	平成27年○月指定
12 津美地区	田原市	福江港～伊良湖岬海岸	県(農地計画課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園、伊良湖岬	県指定鳥獣保護区	平成23年8月指定(平成27年○月延長)
13 宇津江地区	田原市	宇津江漁港全域	田原市	○	○	三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園	海水浴場、釣り場	漁港、地方港湾、旅客ターミナル(7社)-)、観光地(伊良湖岬)
14 仁崎・白谷地区	白谷海水浴場北端～田原市仁崎海水浴場南端	県(河川課)	○	○	三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園	—	環境学習	漁港
15 内海・山海地区	内海港北側～豊浜漁港北側	県(河川課)、南知多町	○	○	三河湾国定公園、南知多県立自然公園、千鳥ヶ浜	アカウミガメの産卵地	海水浴場、釣り場	龍宮まつり、マリーナ
16 篠島地区	南知多町	篠島内海岸全域	県(河川課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園、篠島	海水浴場、釣り場	平成23年8月指定
17 日間賀島地区	日間賀島内海岸全域	南知多町	○	○	三河湾国定公園、日間賀島	海水浴場、釣り場	漁港、花火大会	平成23年8月指定
18 美浜地区	美浜町	常滑市・美浜町境～美浜町・南知多町境	県(河川課、港湾課)、美浜町	○	○	三河湾国定公園、南知多県立自然公園、野間灯台	アカウミガメの産卵地	漁港、遊園地(南知多ビーチラント)
19 布土地区	布土	布土川河口～布土海水浴场南端	県(河川課)	○	○	南知多県立自然公園	アカウミガメの産卵地	漁港、花火大会

重点区域 1 高豊・二川地区：豊橋市

対象区域	豊橋市内太平洋側海岸
海岸管理者	県（河川課）、豊橋市



写真：アカヒメの産卵地である表浜海岸の
自然観察会の様子
(豊橋市ホームページより)



H26年 海岸漂着物種類別重量の割合
(高豊・二川地区)

地 域 概 要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	高豊漁港海岸高豊地区	T	/
	田原・豊橋海岸大草・東赤沢地区	3	/
②平成26年度アンケート調査 (県環境部)	高豊漁港海岸	/	8
	二川漁港海岸	/	8
③平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	豊橋海岸高塚・寺沢地区海岸	1	4
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	高豊・二川地区全域	降雨前：T 降雨後：1	降雨前：5 降雨後：5
これまでの海岸漂着物状況	台風通過後に、流木・灌木が漂着するとともに、海岸には外からゴミが持ち込まれ、その対応として海岸清掃を行っているケースが多い。		

※ P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
豊橋市と住民ボランティア等民間団体との共同実施による単独実施	地元住民、海岸利用者、ボランティア等
豊橋市が補助金等を活用して実施	豊橋市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	高豊校区豊橋表浜海岸清掃協力会
地域の住民の方が中心になって清掃実施団体を設置し、委託事業として実施	小沢校区豊橋表浜海岸清掃協力会 細谷校区豊橋表浜海岸清掃協力会

○地域特性

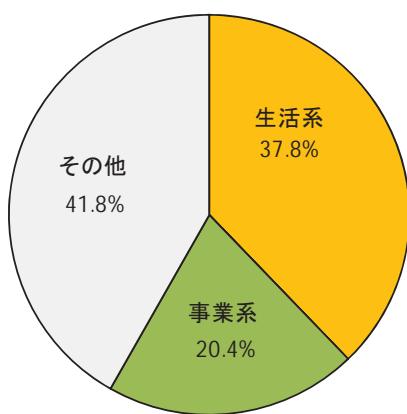
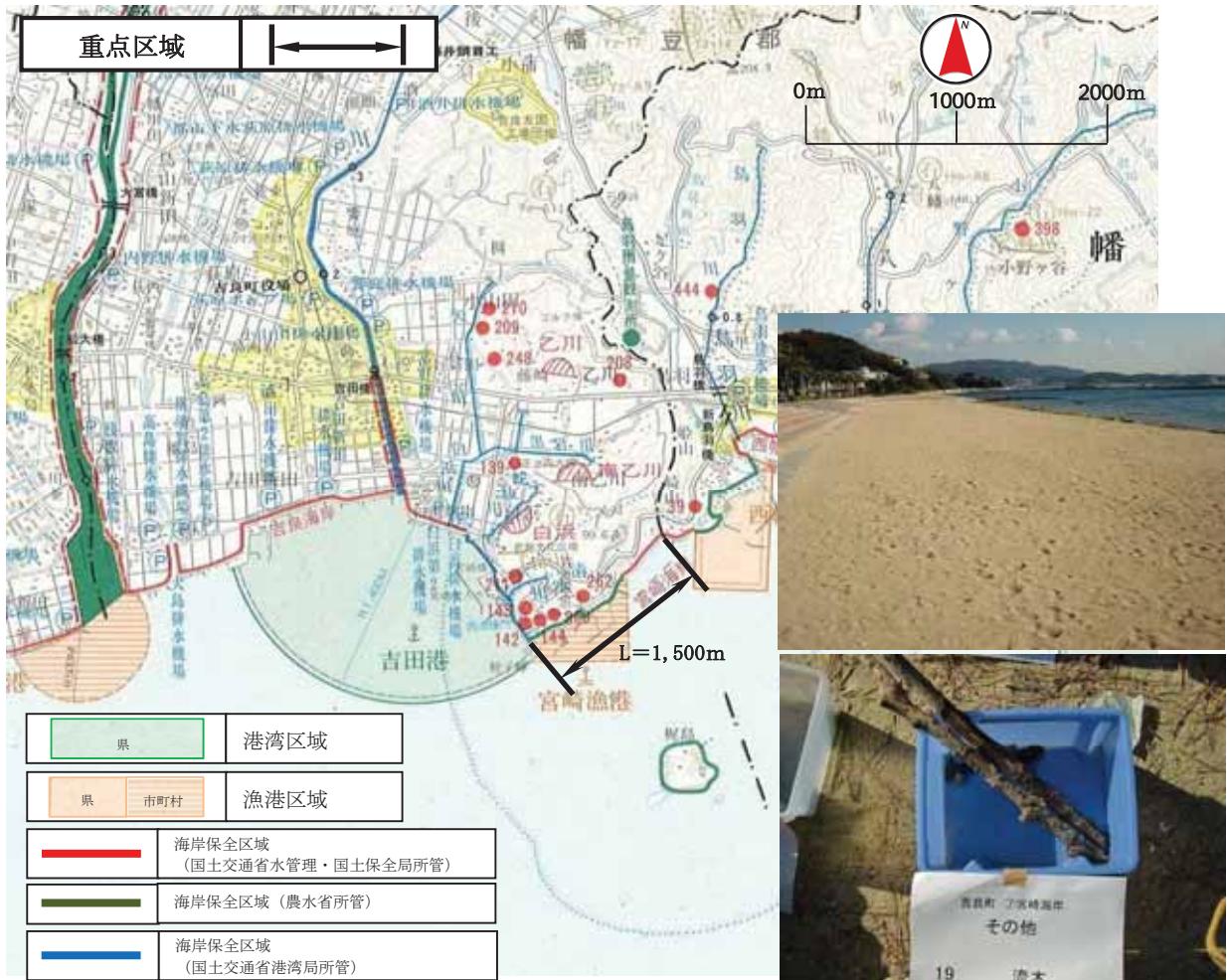
自然的条件	三河湾国定公園に指定された地域である。 また、東西、弓状に広がる豊かな砂浜と海食崖が連なる景観は、日本でも珍しいものとなっている。 なお、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	マリンスポーツ場、バーベキュー場、釣り場としてレクリエーション利用がされているほか、環境学習の場としても利用されている。 また、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

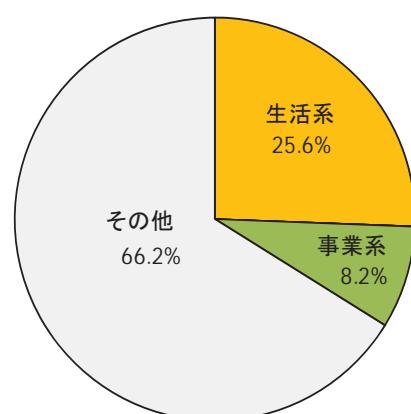
重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 2 吉良地区：西尾市

対象区域	蛭子岬～吉良町・幡豆町境
海岸管理者	県（河川課）、西尾市



H22年海岸漂着物種類別重量
の割合（恵比寿海岸）



H22年海岸漂着物種類別重量
の割合（宮崎海岸）

地 域 概 要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	宮崎海岸（1）	T	/
	宮崎海岸（2）	T	/
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)	恵比寿海岸	/	6
	宮崎海岸	/	8
③平成22年度現地調査 (県環境部)	恵比寿海岸	T	T
	宮崎海岸	T	1
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	吉良地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：T
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に夏季に海岸漂着物が多く発生しやすい。		

※ P 2 の表 2－1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	一般

○地域特性

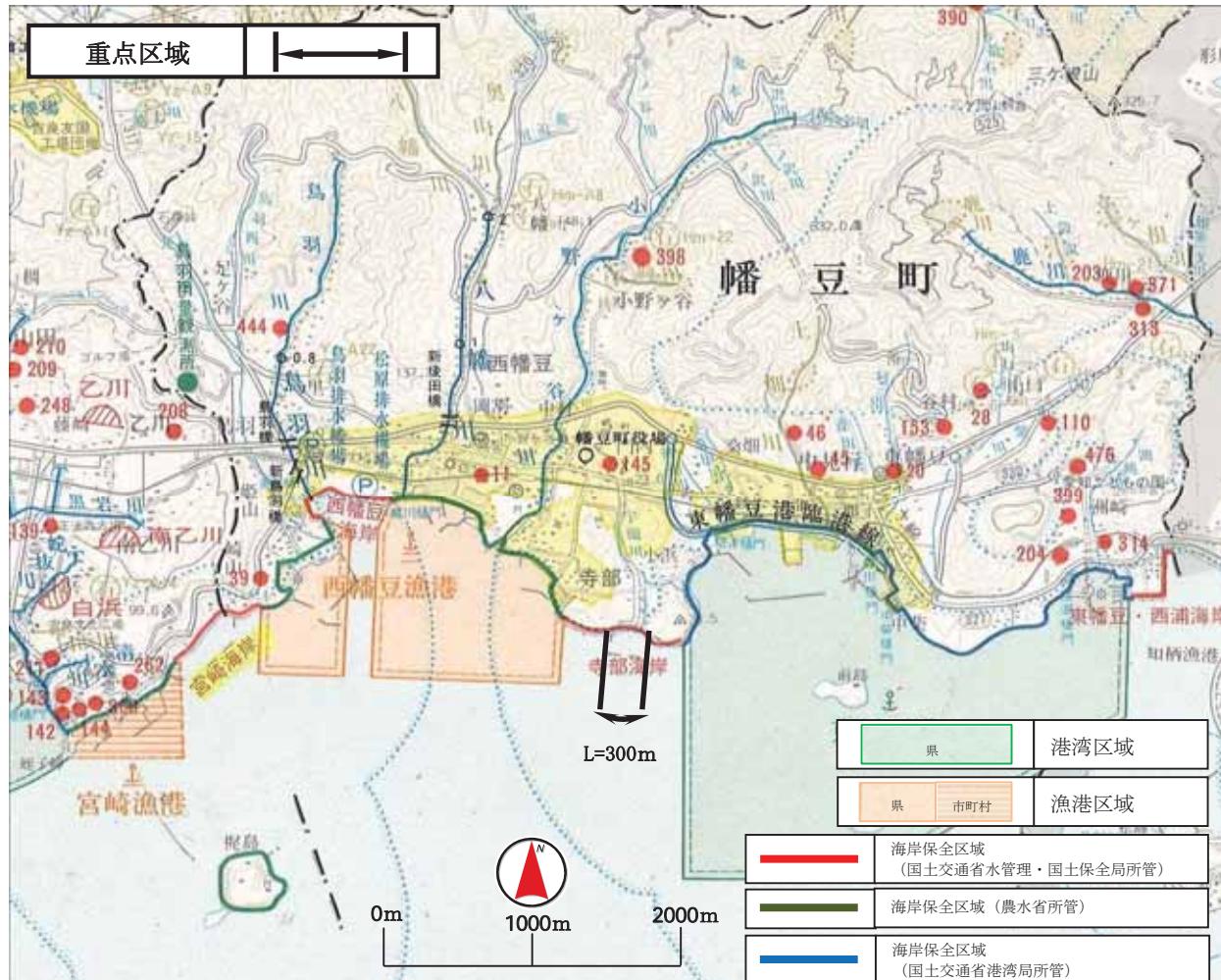
自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場、海水浴場としてレクリエーション利用がされている。 また、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

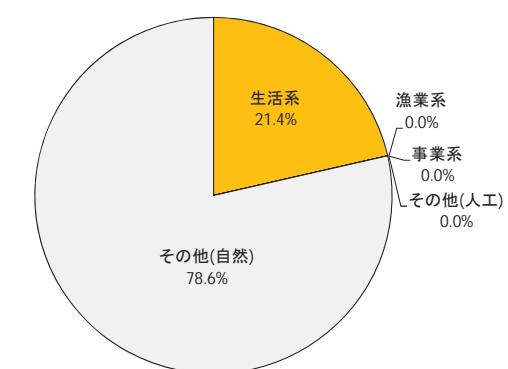
重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 3 寺部地区：西尾市

対象区域	寺部海水浴場
海岸管理者	県（河川課）



写真：寺部海水浴場
(西尾市観光協会ホームページより)



H26年 海岸漂着物種類別重量の割合
(寺部地区)

地 域 概 要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木 を除く	流木・灌木 を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	寺部海岸（1）	0	
	寺部海岸（2）	0	
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	寺部海岸	T	T
③平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	寺部地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：0 降雨後：0
これまでの海岸漂着物状況	海岸漂着物が多く発生している。		

※ P 2 の表 2－1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
住民ボランティア等民間団体による単独実施	漁業者
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市

○地域特性

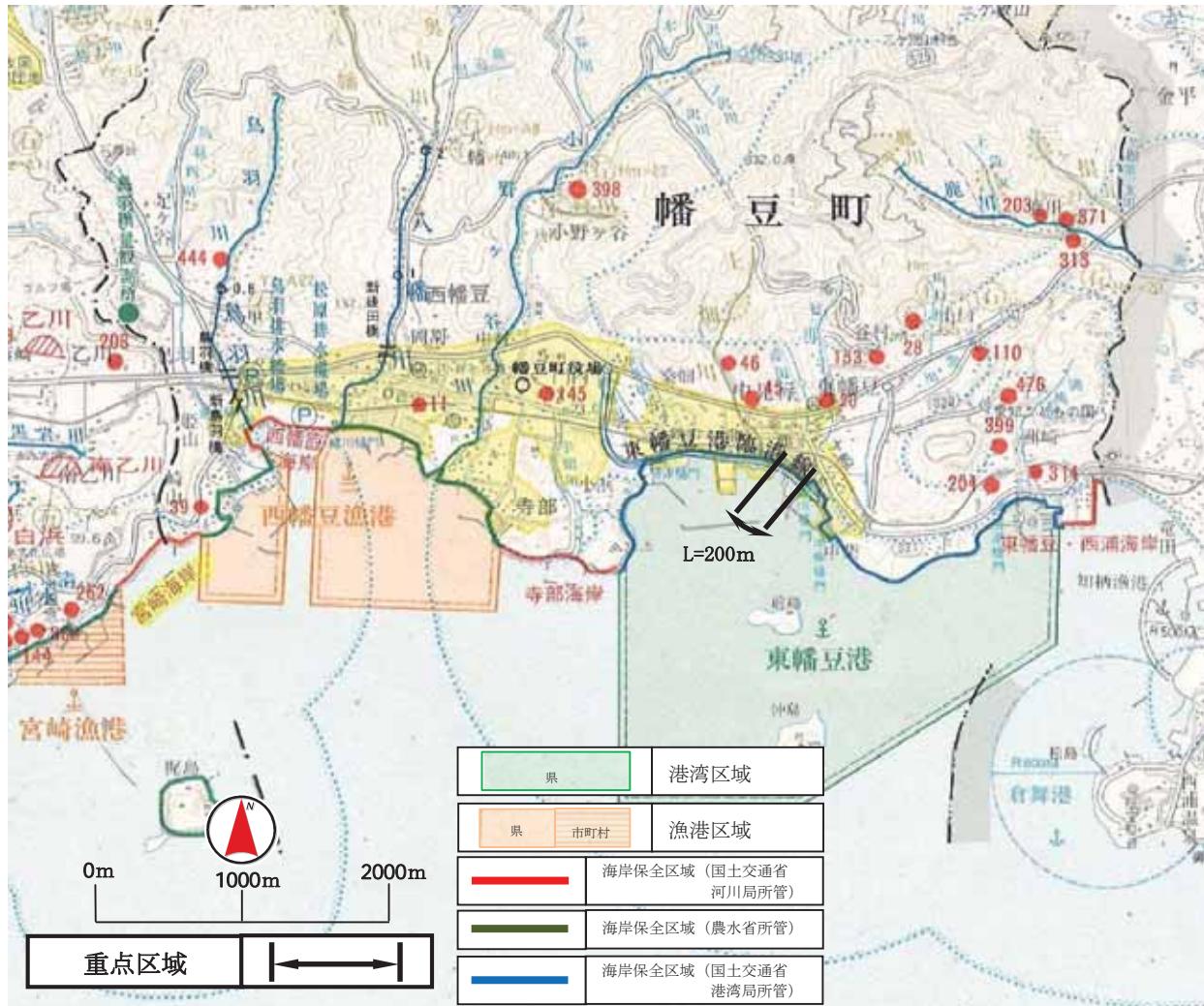
自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場としてレクリエーション利用がされている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

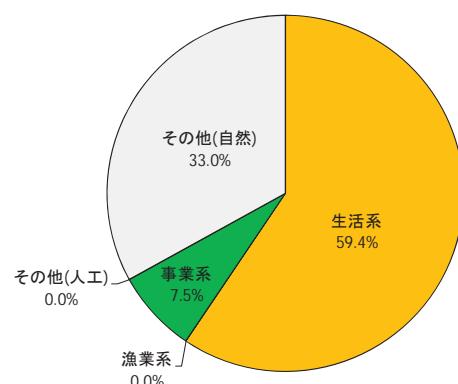
重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 4 東幡豆地区：西尾市

対象区域	東幡豆海岸
海岸管理者	県（港湾課）



写真：東幡豆海岸・前島 潮干狩り
(西尾市観光協会ホームページより)



地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①平成26年度海岸漂着物内容調査（県環境部）	東幡豆港	T	T
②平成26年度海岸漂着物量調査（県環境部）	東幡豆地区全域	降雨前：0 降雨後：0	降雨前：0 降雨後：T
これまでの海岸漂着物状況	海岸漂着物が多々発生しており、また、海岸利用者により浜辺へごみがポイ捨てされる。		

※ P 2 の表 2－1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
住民ボランティア等民間団体による単独実施	漁業者
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場や釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、潮の満ち引きによって前島に歩いて渡ることができるトンボロ干潟を有し、多くの観光客が訪れている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 5 佐久島地区：西尾市

対象区域	佐久島内海岸全域
海岸管理者	県（河川課）、西尾市



地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※▼	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①平成26年度アンケート調査 (県環境部)	白浜海岸		6
②平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	佐久島地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：1
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も海岸漂着物が多い状態が続いている。		

※ P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
西尾市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	西三河漁業協同組合組合員
住民ボランティア等民間団体による単独実施	島を美しくつくる会、ボランティア等
体験学習の一環として実施	佐久島に体験学習で訪れる中学生等

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場や釣り場としてレクリエーションに利用されている。 また、佐久島は「にほんの里 100選」に選ばれており、景観、自然、風土、文化を守りながら、それを活かしたアートによる島おこしを行っており、年間をとおして、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

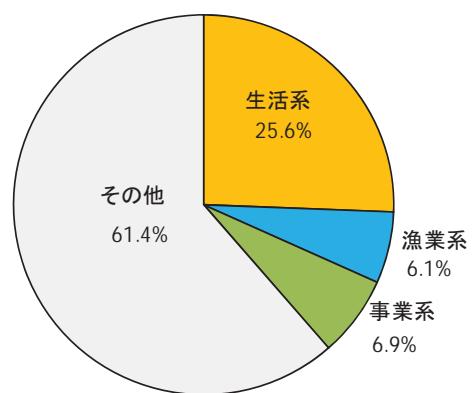
重点区域 6 形原地区：蒲郡市

対象区域	袋川河口～北浜公園南側
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



写真：大量に漂着した流木・灌木（春日浦海岸）

H22年 海岸漂着物種類別重量の割合
(春日浦海岸)



地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	蒲郡海岸形原地区	T	
②平成22年度現地調査 (県環境部)	蒲郡海岸形原地区	2	3
③平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	形原地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：3
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に夏季に海岸漂着物が多く発生しやすい。		

* P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
蒲郡市が補助金等を活用して実施	蒲郡市
蒲郡市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	住民、自治会等、市関連団体、企業、市職員

○地域特性

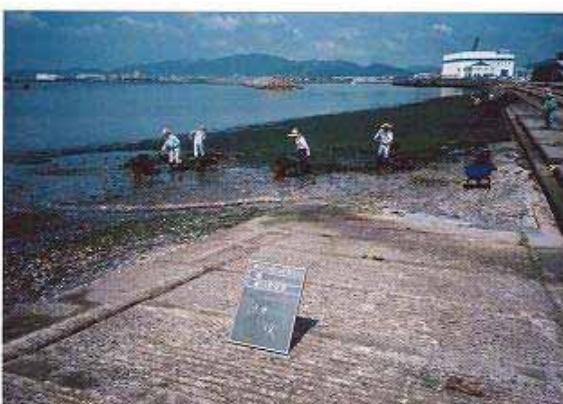
自然的条件	県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。 また、近接して温泉地があり、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

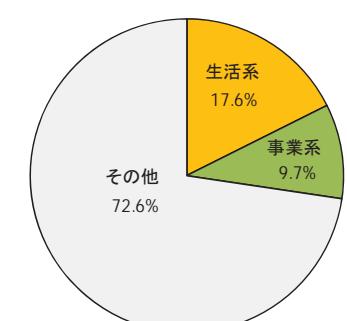
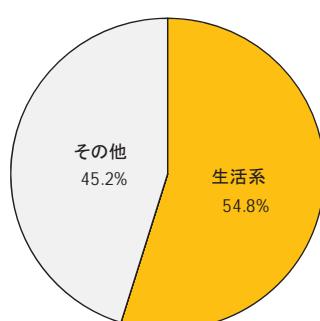
重点区域 7 蒲郡地区：蒲郡市

対象区域	竹島園地～海陽ヨットハーバー西側
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



写真：大量に発生したアオサの回収作業を行う様子（三谷海岸）

H22年 海岸漂着物種類別重量の割合（竹島海岸）



H22年 海岸漂着物種類別重量の割合（三谷海岸）

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木 を除く	流木・灌木 を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	三河港海岸蒲郡地区	0	/
	蒲郡海岸三谷地区	T	/
②平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」	三河港海岸蒲郡地区	/	6
	蒲郡海岸三谷地区	/	6
③平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	三河港海岸蒲郡地区	T	T
	蒲郡海岸三谷地区	T	2
④平成26年度現地調査 (県環境部)	蒲郡地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：2
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に、夏季に海岸漂着物が多く発生しやすい。また、アオサに関しても海岸漂着物回収と混在し、課題となっている。		

* P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
蒲郡市が補助金等を活用して実施	蒲郡市
蒲郡市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	住民、自治会等、市関連団体、企業、市職員

○地域特性

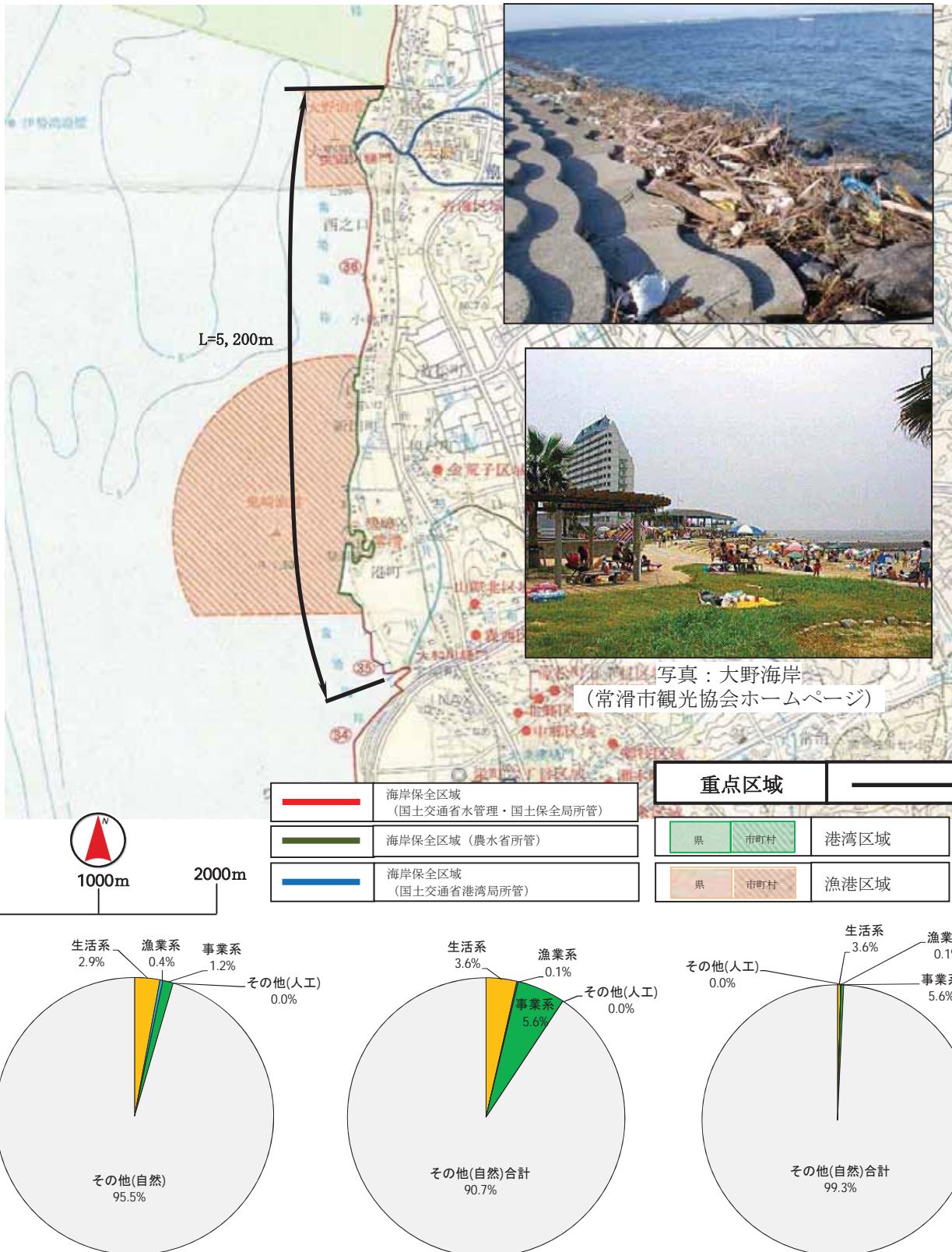
自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域であり、竹島は特別保護地区としても指定されている。 また、竹島には国の天然記念物として指定されている八百富神社社叢がある。
社会的条件	潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。 また、竹島、水族館、温泉地、マリーナに近接していることから観光地としても利用されているほか、蒲郡市無形民俗文化財に指定されている三谷祭も行われている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 8 大野・鬼崎地区：常滑市

対象区域	大野漁港～井口川河口付近
海岸管理者	県（河川課）、常滑市



H26年 海岸漂着物種類別重量の割合
(大野海岸)

H26年 海岸漂着物種類別重量の割合
(鬼崎海岸)

H26年 海岸漂着物種類別重量の割合
(多屋海岸)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木 を除く	流木・灌木 を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	常滑海岸西之口蒲池地区	2	
	鬼崎漁港海岸	3	
②平成26年度アンケート調査 (県環境部)	大野海岸		6
③平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	大野海岸	2	5
	鬼崎海岸	3	7
	多屋海岸	T	5
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	大野海岸	降雨前：2 降雨後：1	降雨前：6 降雨後：5
	鬼崎海岸	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：4
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。		

* P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
常滑市が補助金等を活用して実施	常滑市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	アダプトプログラム登録団体
漁港工事請負業者によるイメージアップ活動	宇佐美工業、ショウワ建設、小島組、丸茂建設

○地域特性

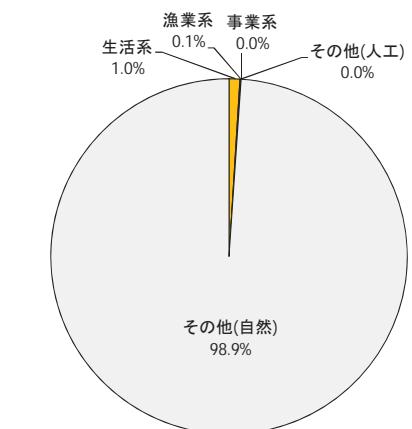
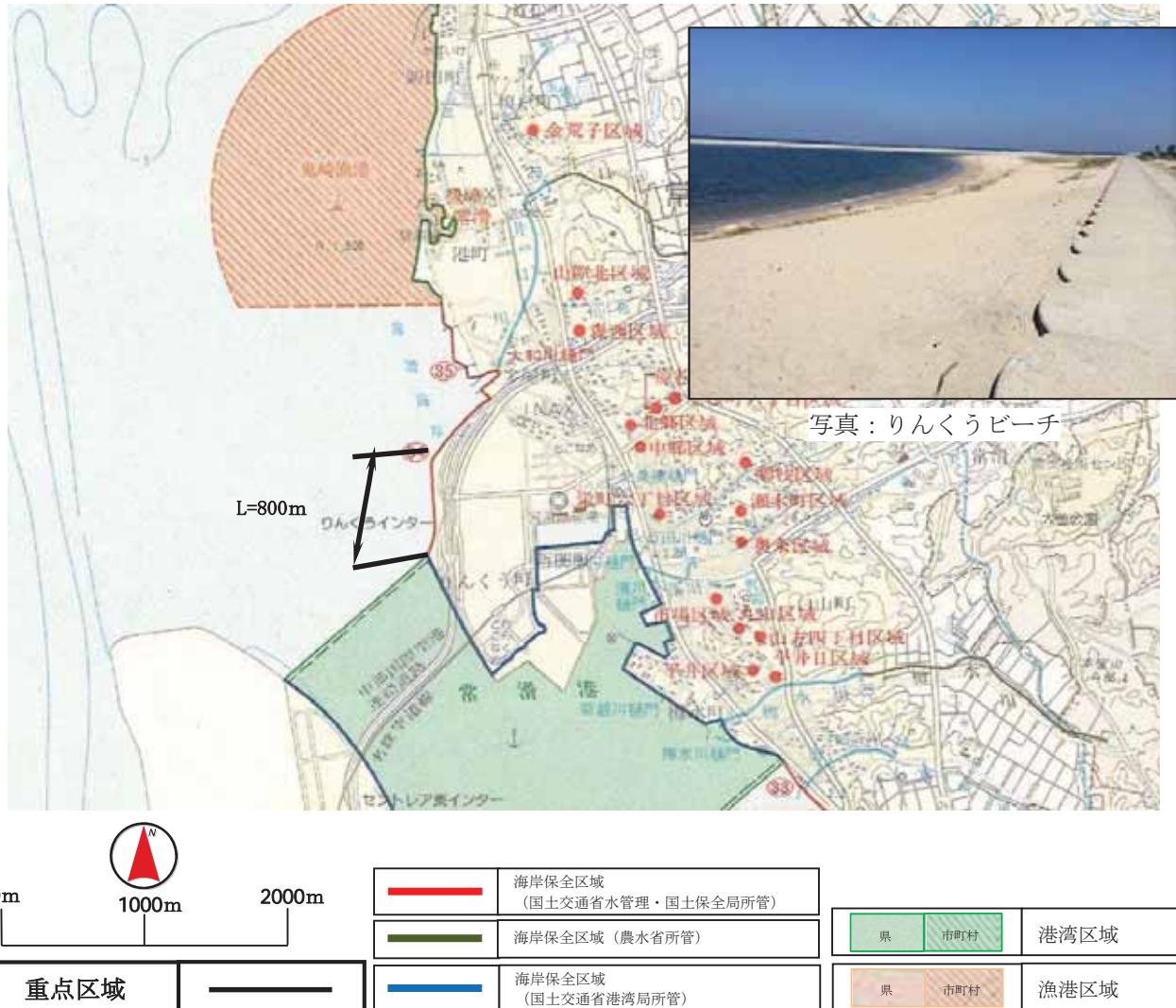
自然的条件	ハマヒルガオなどの海浜植物が咲き、アカウミガメの産卵が確認されている自然豊かな海岸である。 また、海岸に沿って、常滑市指定天然記念物「榎戸の防風林」が存在する。
社会的条件	海水浴場、マリンスポーツ場、釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 9 りんくう地区：常滑市

対象区域	りんくうビーチ
海岸管理者	常滑市



地 域 概 要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木 を除く	流木・灌木 を含む
①平成26年度アンケート調査 (県環境部)	りんくうビーチ		6
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	りんくう地区	T	4
③平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	りんくう地区	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：3 降雨後：3
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も海岸漂着物が多い状態が続いている。		

※ P 2 の表 2－1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
常滑市が補助金等を活用して実施	常滑市
常滑市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	アダプトプログラム登録団体、市

○地域特性

自然的条件	アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	海水浴場や釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、中部国際空港の飛行機の発着を間近で見ることができる。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

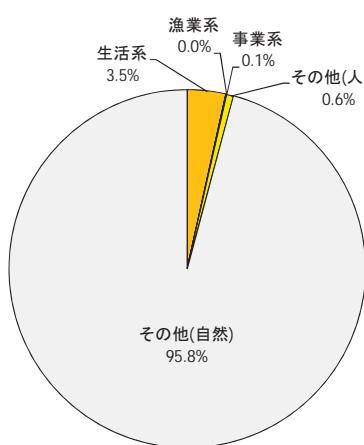
重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 10 常滑・小鈴谷地区：常滑市

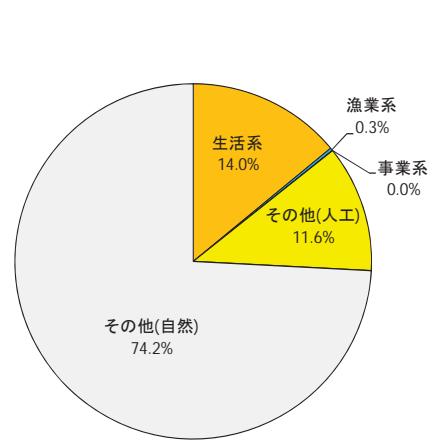
対象区域	苅屋漁港～常滑市・美浜町境
海岸管理者	県（河川課）、常滑市



写真：潮干狩りの様子（坂井海岸）
(常滑市観光協会ホームページより)



H26年 海岸漂着物種類別重量の割合
(常滑地区)



H26年 海岸漂着物種類別重量の割合
(小鈴谷地区)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	苅屋漁港海岸	5	/
	常滑海岸大谷地区	0	/
	常滑海岸坂井地区	4	/
②平成26年度現地調査 (県環境部)	常滑地区	2	7
	小鈴谷地区	2	6
③平成26年度現地調査 (県環境部)	常滑地区	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：2 降雨後：2
	小鈴谷地区	降雨前：1 降雨後：1	降雨前：4 降雨後：4
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。		

* P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
常滑市が補助金等を活用して実施	常滑市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	アダプトプログラム登録団体

○地域特性

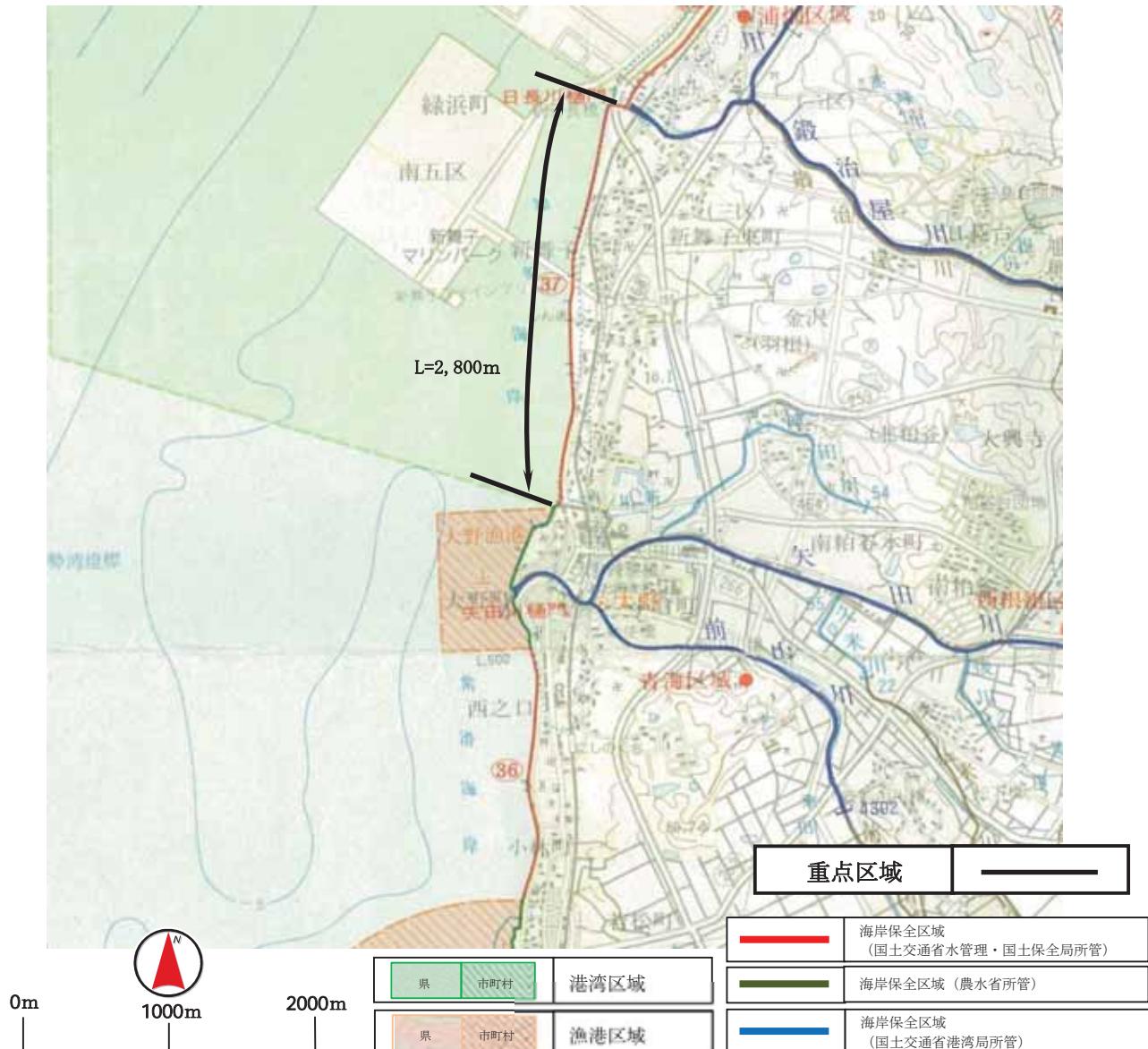
自然的条件	南知多県立自然公園に指定された地域である。 また、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	海水浴場、潮干狩り場、釣り場などとしてレクリエーション利用がされている。 また、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 11 新舞子地区：知多市

対象区域	日長川樋門～知多市・常滑市境
海岸管理者	県（河川課）



H26年 海岸漂着物種類別重量の割合
(新舞子地区)

地 域 概 要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木 を除く	流木・灌木 を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	新舞子地区（1）	3	斜線
	新舞子地区（2）	4	斜線
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	新舞子地区	2	4
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。		

※ P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
知多市による単独実施	知多市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	環境を良くする市民の会、ジャパンエナジー

○地域特性

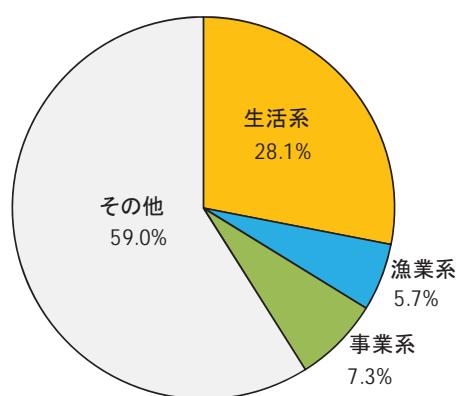
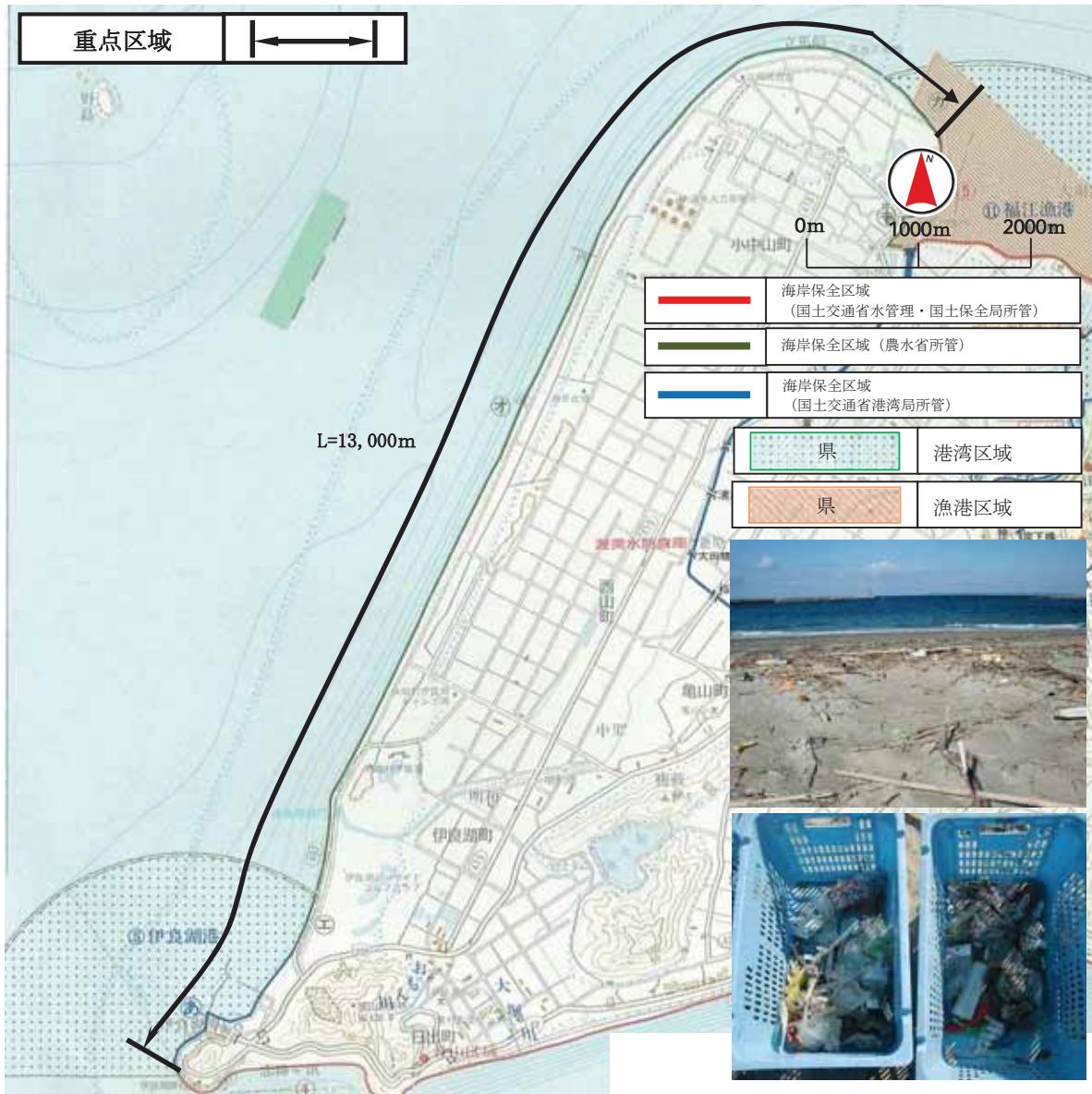
自然的条件	南知多県立自然公園に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場、マリンスポーツ場としてレクリエーション利用がされている。 また、花火大会が開催され、観光客が訪れている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

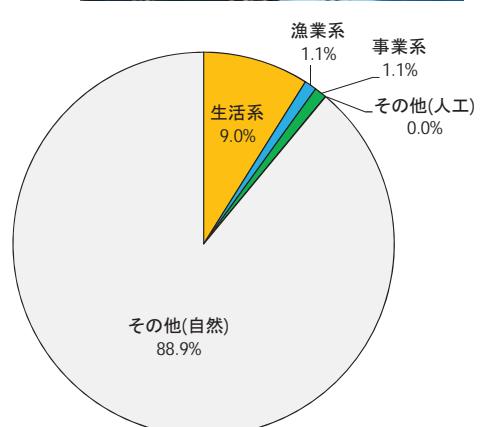
重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 12 湿美地区：田原市

対象区域	福江港～伊良湖港海岸
海岸管理者	県（農地計画課、港湾課）



H22年 海岸漂着物種類別重量の割合
(伊良湖海岸)



H26年 海岸漂着物種類別重量の割合
(福江港海岸立馬崎地区海岸)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	渥美海岸伊良湖地区	5	斜線
②平成22年度現地調査 (県環境部)	渥美海岸伊良湖地区	2	3
③平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	福江港海岸立馬崎地区海岸	1	5
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	渥美地区全域	降雨前：1 降雨後：1	降雨前：5 降雨後：5
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木等が漂着する。		

※ P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
田原市が補助金等を活用して実施	田原市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	渥美半島の里海を美しくする会
	亀の子隊

○地域特性

自然的条件	伊良湖岬等の自然の景勝地が多く、三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場、釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、伊良湖港は、三重県とのターミナル港となっており、海上交通の要所となっている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

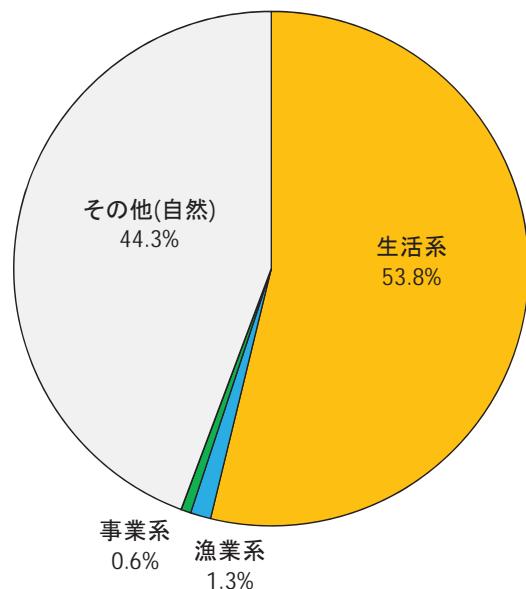
重点区域 13 宇津江地区：田原市

対象区域	宇津江漁港全域
------	---------

海岸管理者	田原市
-------	-----



写真：自然観察会の様子



H27年 海岸漂着物種類別重量の割合
(宇津江海岸、田原市調査)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	渥美海岸宇津江・江比間地区	6	斜線
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (田原市)	宇津江地区	6	6
これまでの海岸漂着物状況	大雨、台風等異常気象時後に流木・灌木を中心に大量のごみが漂着している。		

※ P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
住民ボランティア等民間団体による単独実施	渥美半島の里海を美しくする会

○地域特性

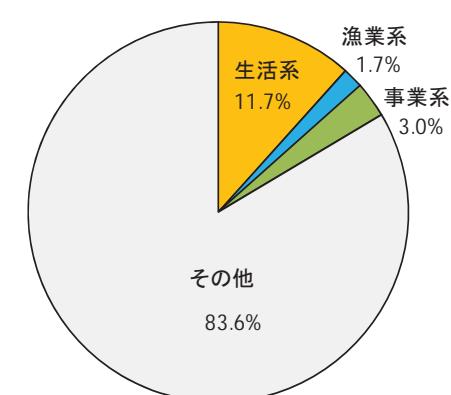
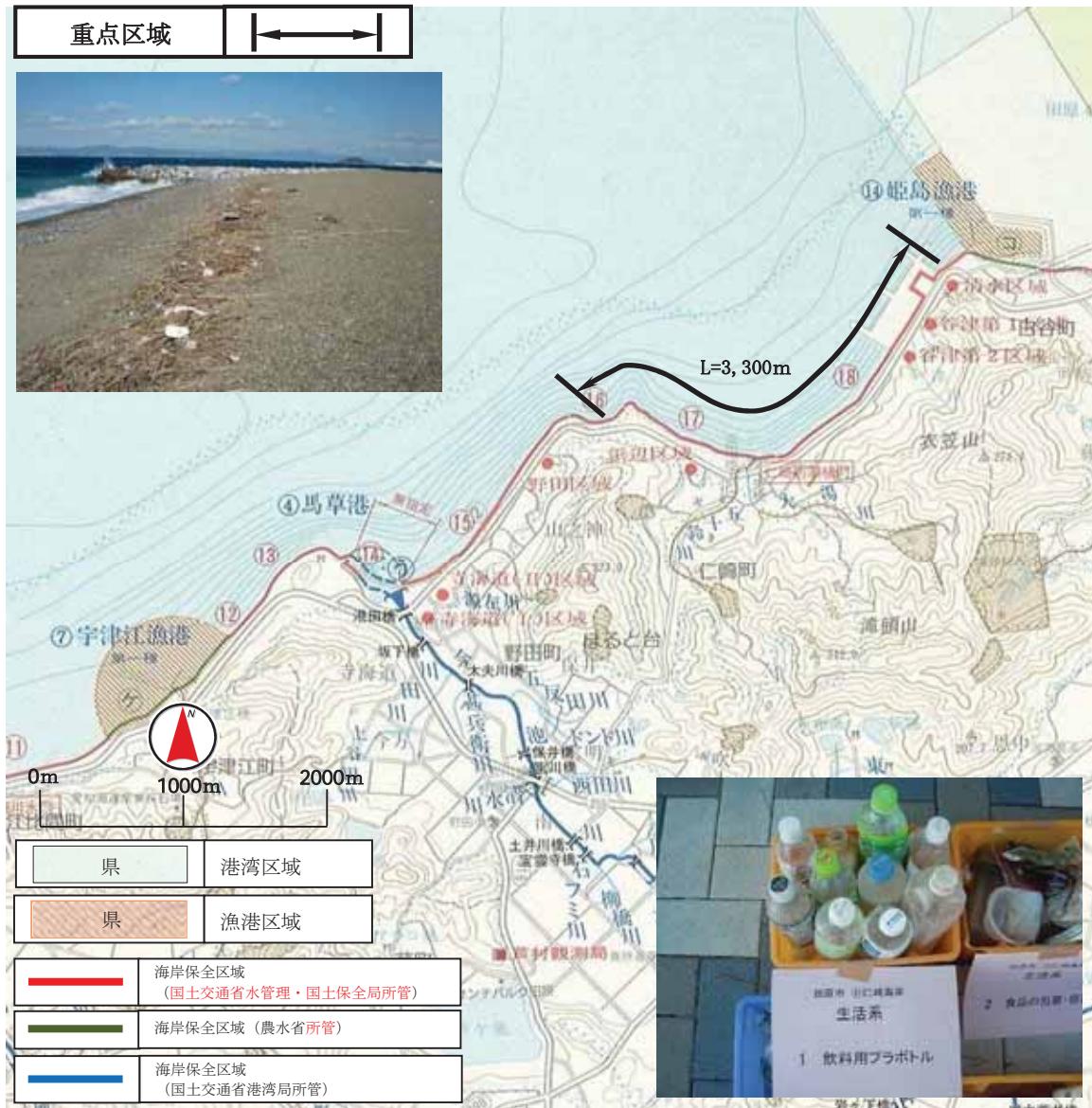
自然的条件	三河湾国定公園及び渥美半島県立自然公園に指定された地域である。
社会的条件	海浜生物の環境学習の場として活用されている。 また、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

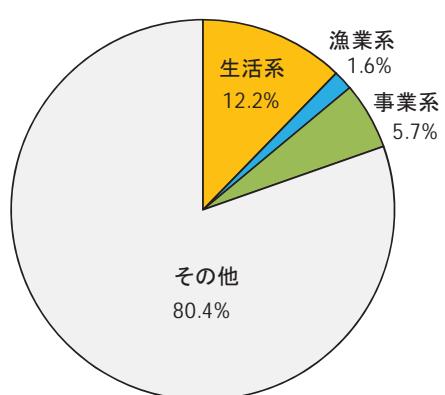
重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 14 仁崎・白谷地区：田原市

対象区域	白谷海水浴場北端～仁崎海水浴場南端
海岸管理者	県（河川課）



H22年 海岸漂着物種類別重量の割合
(仁崎海岸)



H22年 海岸漂着物種類別重量の割合
(白谷海岸)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	田原海岸仁崎・白谷地区	6	
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)	白谷海岸		8
③平成22年度現地調査 (県環境部)	仁崎海岸	3	6
	白谷海岸	3	6
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	仁崎・白谷地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：2 降雨後：2
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着し、夏季に海岸漂着物が多く発生		

* P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
田原市が補助金等を活用して実施	田原市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	渥美半島の里海を美しくする会
	汐川を美しくする会、愛知海運産業株式会社

○地域特性

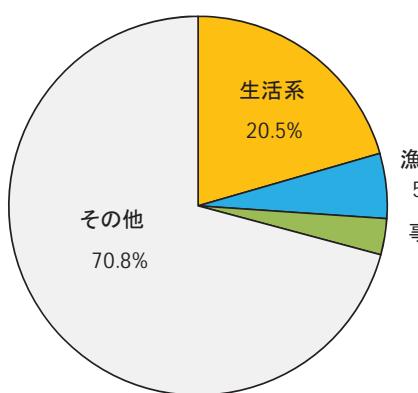
自然的条件	三河湾国定公園及び渥美半島県立自然公園に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場としてレクリエーション利用がされている。 仁崎海岸にはキャンプ場が、白谷海岸には陸上競技場など運動施設が併設されており、利用が盛んである。 また、毎年8月に白谷海水浴場で開催される龍宮まつりには、多くの観光客が訪れている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

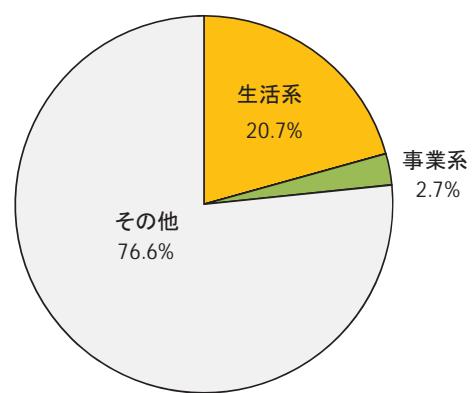
重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 15 内海・山海地区：南知多町

対象区域	内海港北側～豊浜漁港北側
海岸管理者	県（河川課）、南知多町



H22年 海岸漂着物種類別重量の割合
(内海港海岸)



H22年 海岸漂着物種類別重量の割合
(山海海岸)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	南知多海岸山海豊浜地区	2	斜線
②平成18年度アンケート調査 (県環境部)	内海港海岸	斜線	8
	山海海岸	斜線	8
③平成22年度現地調査 (県環境部)	内海港海岸	1	3
	山海海岸	1	3
④平成26年度アンケート調査 (県環境部)	内海港海岸	斜線	8
	山海海岸	斜線	8
⑤平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	内海・山海地区全域	降雨前：1 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：4
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着し、夏季及び冬季に海岸漂着物の発生がみられる。		

※ P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
南知多町による単独実施	南知多町
南知多町が補助金を活動して実施	南知多町
南知多町と住民ボランティア等民間団体による共同実施	南知多町、各地域の自治区、老人会、内海小・中学校、豊浜漁業協同組合
住民ボランティア等民間団体による単独実施	各地域の自治区、老人会、内海小・中学校、豊浜漁業協同組合

○地域特性

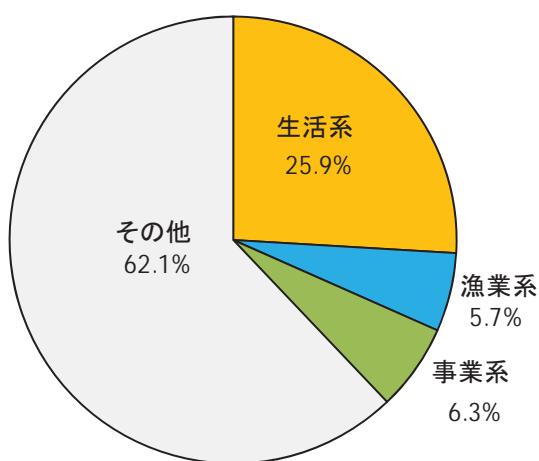
自然的条件	三河湾国定公園及び南知多県立自然公園に指定された地域である。 また、海水浴場として有名な内海海岸の「千鳥が浜」は日本の渚百選にも選ばれている。 また、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	海水浴場としてレクリエーション利用がされている。 近郊には温泉地があり、また、8月には内海海水浴場で花火大会が開催され、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 16 篠島地区：南知多町

対象区域	篠島内海岸全域
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



H22年 海岸漂着物種類別重量の割合
(篠島海岸)

地 域 概 要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木 を除く	流木・灌木 を含む
①平成22年度現地調査 (県環境部)	篠島海岸	T	1
②平成26年度アンケート調査 (県環境部)	篠島海岸		8
③平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	篠島地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：1
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に、夏季に海岸漂着物が発生しやすい。		

※ P 2 の表 2－1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
南知多町が補助金等を活用して実施	南知多町

○地域特性

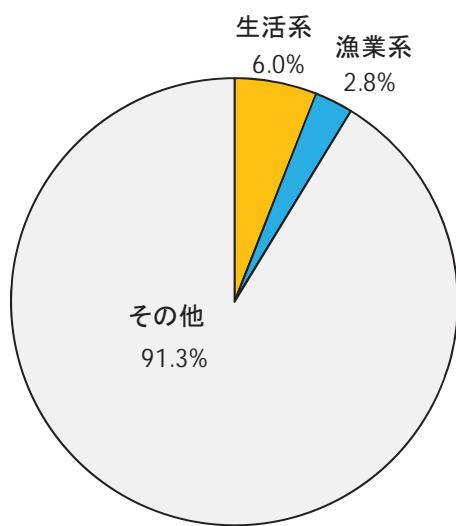
自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場や釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 17 日間賀島地区：南知多町

対象区域	日間賀島内海岸全域
海岸管理者	南知多町



H22年 海岸漂着物種類別重量の割合
(日間賀島海岸)

地 域 概 要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木 を除く	流木・灌木 を含む
①③平成22年度現地調査 (県環境部)	日間賀島海岸	T	2
②平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	日間賀島地区全域	降雨前：0 降雨後：0	降雨前：T 降雨後：T
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に、夏季に海岸漂着物が発生しやすい。		

※ P 2 の表 2－1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
南知多町が補助金等を活用して実施	南知多町

○地域特性

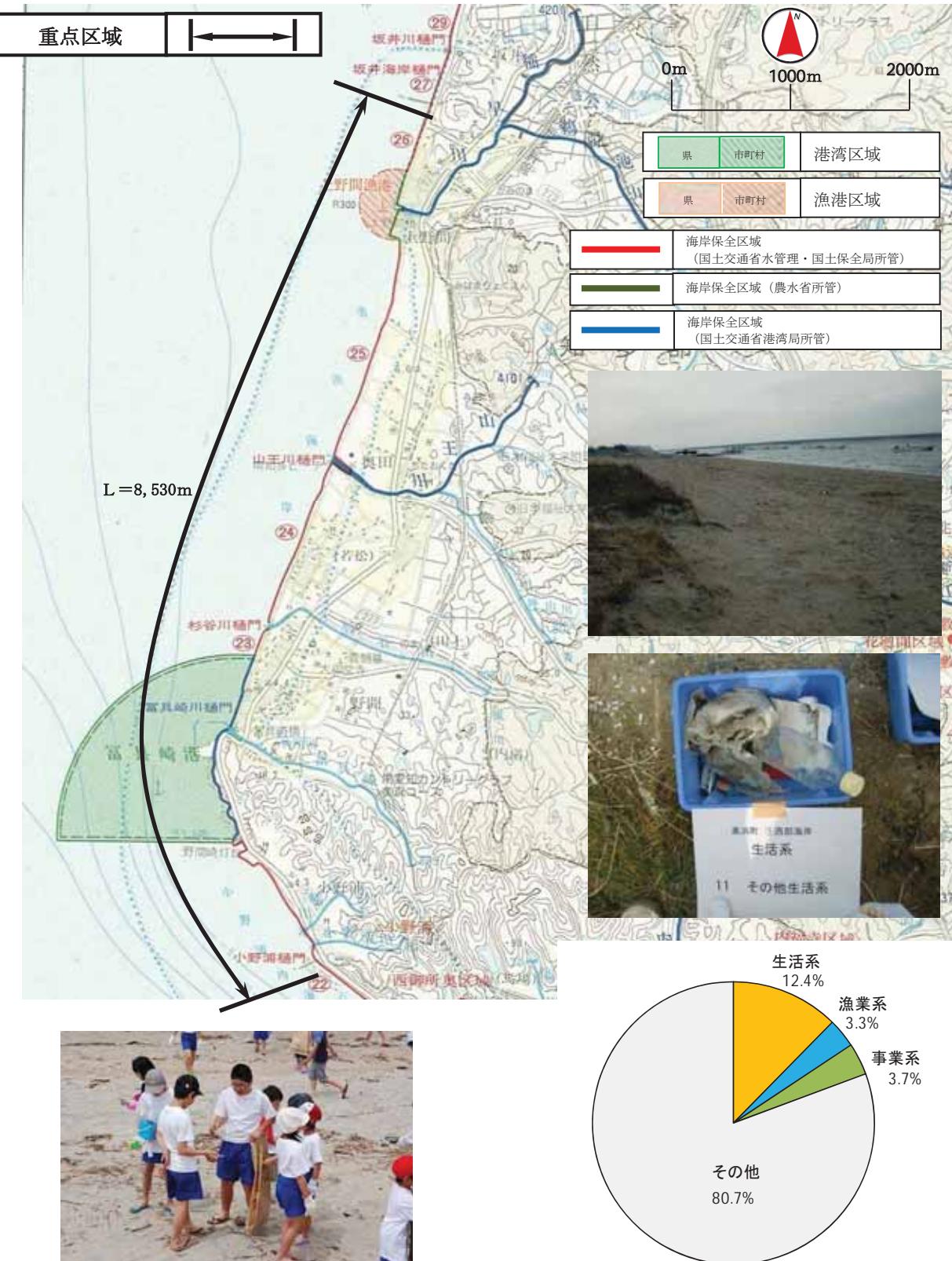
自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場や釣り場などとしてレクリエーション利用がされている。 また、花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 18 美浜地区：美浜町

対象区域	常滑市・美浜町境～美浜町・南知多町境
海岸管理者	県（河川課、港湾課）、美浜町



写真：夏場に清掃活動をする子供たちの様子
灌木・流木に混じって生活ごみも見られる

H22年 海岸漂着物種類別重量の割合
(西部海岸)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	美浜海岸小野浦内海地区	0	
	富具崎港海岸	1	
	美浜海岸野間奥田地区	2	
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)	西部海岸(上野間地区)		3
③平成21年度現地調査 (県環境部)	西部海岸(上野間地区)	2	5
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	美浜地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：4
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着し、夏季及び冬季も海岸漂着物の発生がみられる。		

* P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
住民ボランティア等民間団体による単独実施	近隣住民、美浜クリーンパートナー、野間中学校、日本福祉大学、企業など
行政単独実施	美浜町

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び南知多県立自然公園に指定された地域である。 また、海岸景観として野間灯台も貴重な要素となっている。 なお、アカウミガメの産卵も確認されている海岸である。
社会的条件	海水浴場、潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。 また、遊園地と水族館を併設したレジャー施設には多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

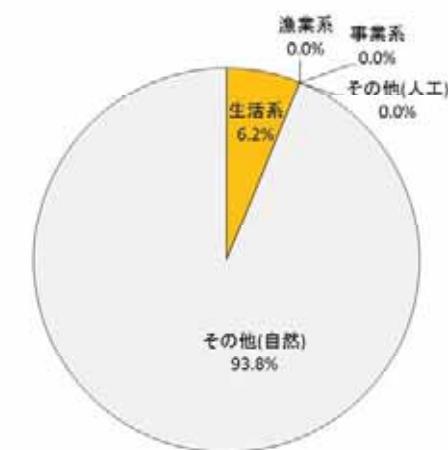
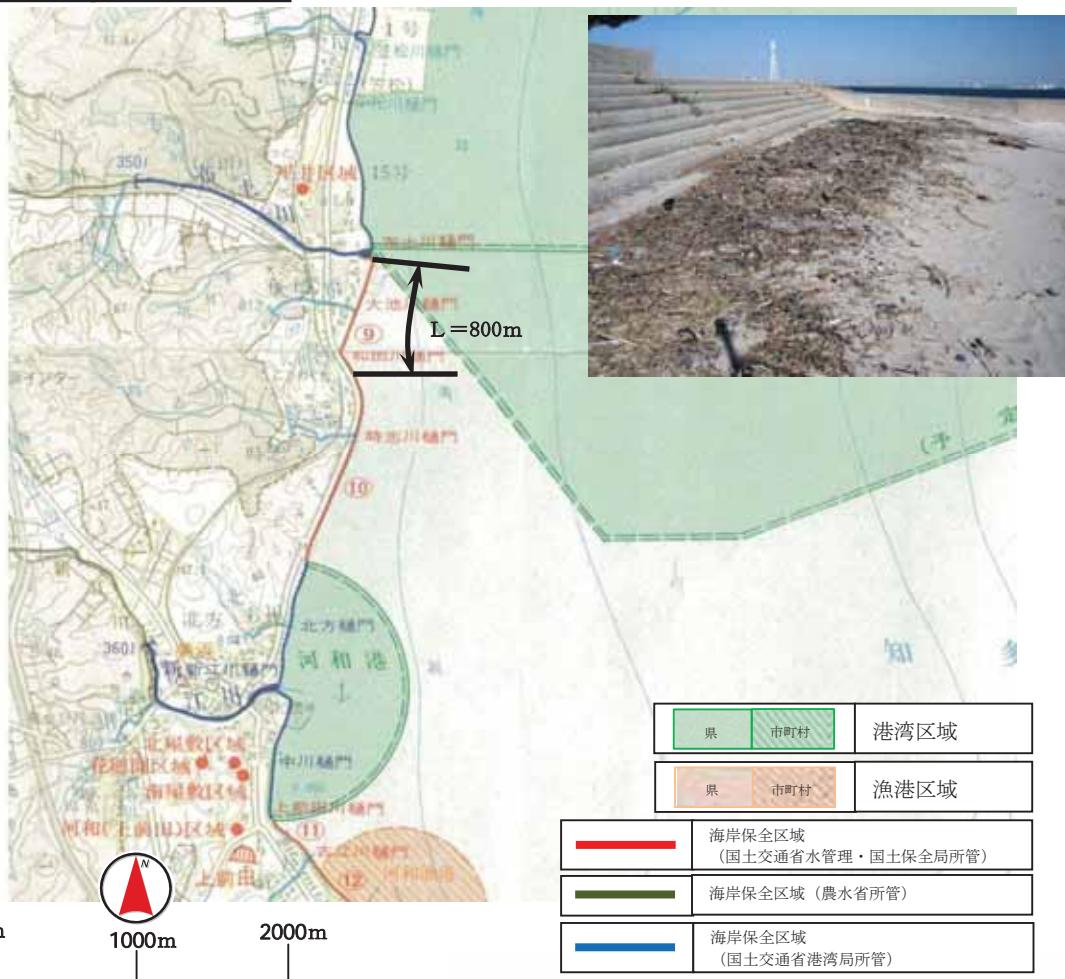
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域 19 布土地区：美浜町

対象区域	布土川河口～布海水浴場南端
海岸管理者	県（河川課）

重点区域



H26年 海岸漂着物種類別重量の割合
(布海岸)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	布土地区	0	斜線
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	布土地区	T	4
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着し、夏季及び冬季も海岸漂着物の発生がみられる。		

* P 2 の表 2-1 参照

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
住民ボランティア等民間団体による単独実施	近隣住民・美浜クリーンパートナーなど

○地域特性

自然的条件	南知多県立自然公園に指定された地域である。 また、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

2 海岸漂着物対策の内容

各地域において、それぞれの特性（自然的条件や社会的条件）等を考慮しながら、国、県、海岸管理者等、市町村及び民間団体等の多様な主体が、これまで実施してきた清掃活動等の海岸漂着物対策を継続するとともに、今後、一層の充実を図るものとする。

（1）重点区域における主な施策

○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策に際しては、国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担のもとで、それぞれの立場から積極的な取組を担っていくとともに、各主体間での情報共有等の連携体制の確保に努めていく。

・民間団体等との連携確保と積極的な参画の促進

海岸漂着物対策は、重点区域だけの課題ではなく、広範囲にわたる県民の協力が必要であり、海岸漂着物対策に対する県民の意識高揚が重要である。海岸漂着物の問題やボランティア活動の情報提供により、県民や民間団体との連携等を図りながら、県民や民間団体等の積極的な参画を促進させる。

・民間団体間のネットワークや豊富な知識の効果的な活用

民間団体等は、各地域における自らの活動で培った豊富な知見と幅広い民間団体間でのネットワークを有している。関係機関と民間団体等の相互連携を図ることで、こうした知見等を有効に活用していくよう努める。

○海岸漂着物の円滑な処理

海岸漂着物が海岸に集積することにより、海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、海岸の環境保全に加え、海岸漂着物の海域への流出防止による海洋環境の保全にもつながることから、海岸漂着物の円滑な処理を推進する。

・地域の実情に応じた役割分担と円滑な処理の実施

地域の実情に応じた海岸漂着物の回収・処分に関する役割分担を検討し、海岸環境の保全に支障がないように、海岸漂着物の適切で円滑な処理の実施に努める。

（2）海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策

海岸漂着物の多くは陸域にあるごみ等や自然物が、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着することや、海岸利用者によるごみ散乱・不法投棄に起因すると考えられる。

このため、海岸漂着物の問題を解決するためには、重点区域のみならず、県内各地の共通の課題であるという認識に立って、効果的な発生抑制に努めていくことが重要である。

・ごみの排出抑制

海岸漂着物の発生抑制を図るために、日常生活に伴って発生するごみの排出抑制に努める。

このため、「愛知県廃棄物処理計画」において定めた「ごみの総排出量」や「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」の数値目標を達成するための施策を推進する。

・ポイ捨て・不法投棄の防止

海岸漂着物は、生活系ごみを始め身近なごみのポイ捨てに起因するものも多いことから、発生抑制を図るためにには県民一人ひとりのモラルの向上を図る必要がある。このため、「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に基づく、ごみ散乱防止の啓発事業を行なう。

また、陸域や海域における不法投棄の未然防止を図る。

・環境学習及び普及啓発に関する施策

海岸漂着物の発生抑制を図るためにには、県民一人ひとりが、海岸はかけがえのない共有の財産であるとの認識に立ち、海岸漂着物対策についての理解を深める必要がある。

このため、環境学習を通じて海岸漂着物に関する課題の普及・啓発を目的として、平成25年度に作成した環境学習プログラムを実施・推進するとともに、海岸漂着物対策や清掃活動情報等をホームページ等の広報媒体を活用し、情報提供を行う。

また、P20に示した海岸漂着物の発生状況調査結果においても、河川において1.2kg/mのごみが確認され、その72%は日常生活に伴って発生したごみであり、これらがいずれ海へと流出するものである。

この調査結果を基に作成した啓発資材（横断幕、リーフレット）を活用した普及・啓発を推進する。

・海上漂流物及び海底堆積物の回収・処理の推進

海岸漂着物は、海域を漂流した後に海岸に漂着するものであるため、船舶の航行障害の除去や漁場環境の保全の観点から、海域に漂流する流木やごみ等（以下「漂流物」という。）や海底に堆積又は散乱するごみ等（以下「海底の堆積物」という。）の回収対策を講ずることは、海岸漂着物の発生抑制に資するものである。

海岸漂着物の発生抑制を図るため、また、海洋環境の保全等のため、漂流物及び海底の堆積物の回収・処理を推進する。

第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

海岸漂着物対策の実施にあたっては、国、県、海岸管理者、市町村及び民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担を下に、進めていく必要があるとともに、それぞれの主体の立場から積極的に対策に取り組んでいき、相互に情報共有しながら、連携・協力していくことが重要である。

1 関係者の役割分担

関係者の役割分担に関して整理した。なお、（ ）は、海岸漂着物処理推進法の関係する条文を示している。

●国（政府）の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、実施する。（9条）
- 基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。（13条）
- 海岸漂着物の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に発生の状況及び原因に関する調査を実施する。（22条）
- 海岸漂着物の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図る。（27条）
- 海岸漂着物対策を効果的に推進するために、海岸漂着物の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努める。（28条）
- 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じる。（29条）

●県の役割

- 愛知県海岸漂着物対策推進協議会（以下「県推進協議会」という。）を運営し、地域計画の策定・変更等に関する協議、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を実施する。（14、15条）
- 海岸漂着物処理推進法に規定する「海岸漂着物対策活動推進員等」の制度に関して制度の有効的な活用に関して適宜検討し、海岸漂着物対策の推進を図る。（16条）
- 海岸漂着物の円滑な処理が推進されるよう、技術的な助言等に努める。（17条）
- 海岸漂着物の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に発生の状況及び原因に関する調査を実施する。（22条）
- 海岸漂着物の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図る。（27条）

●海岸管理者の役割

- 管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じる。(17条)
 - ・地域の実情を踏まえ、海岸漂着物の回収や処分に関する地域の関係者間で適切な役割分担に努める。

●市町村の役割

- 海岸周辺の特性に応じた施策を実施する。(10条)
- 海岸漂着物の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者へ協力する。(17条)
 - ・関係者間の合意に基づき、海岸管理者と連携して、海岸漂着物の回収を行うことや、回収された海岸漂着物を市町村等の廃棄物処理施設に受け入れ処分する。
- 海岸漂着物が存在することに起因して、住民の生活や経済活動に支障が生じている場合は、当該海岸管理者に対し、海岸漂着物の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。(18条)
- 民間団体との緊密な連携を確保し、活動支援に努める。(25条)

●民間団体等の役割

- 県や市町村等と連携し、団体自ら主体となって、清掃活動等を実施する。
- 県や市町村が実施する普及啓発・環境学習等への取り組みに積極的に参加する。

2 相互協力体制の確立

国、県、海岸管理者、市町村民間団体等の様々な主体が、それぞれの取組を尊重し合い、適切な役割分担及び相互協力の関係を築いていくことが重要である。

このため、県推進協議会において適切な情報提供や意見交換を行い、相互協力体制の確立を行う。

図5－1は、こうした相互協力体制を概念図に示したものである。

また、海岸漂着物は河川等を経て海に流れ込み、県域を越えて移動するため、平成24年4月に伊勢湾流域圏の東海三県一市（愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市）で、海岸漂着物対策検討会を設置し、広域的に相互協力していくこととした。

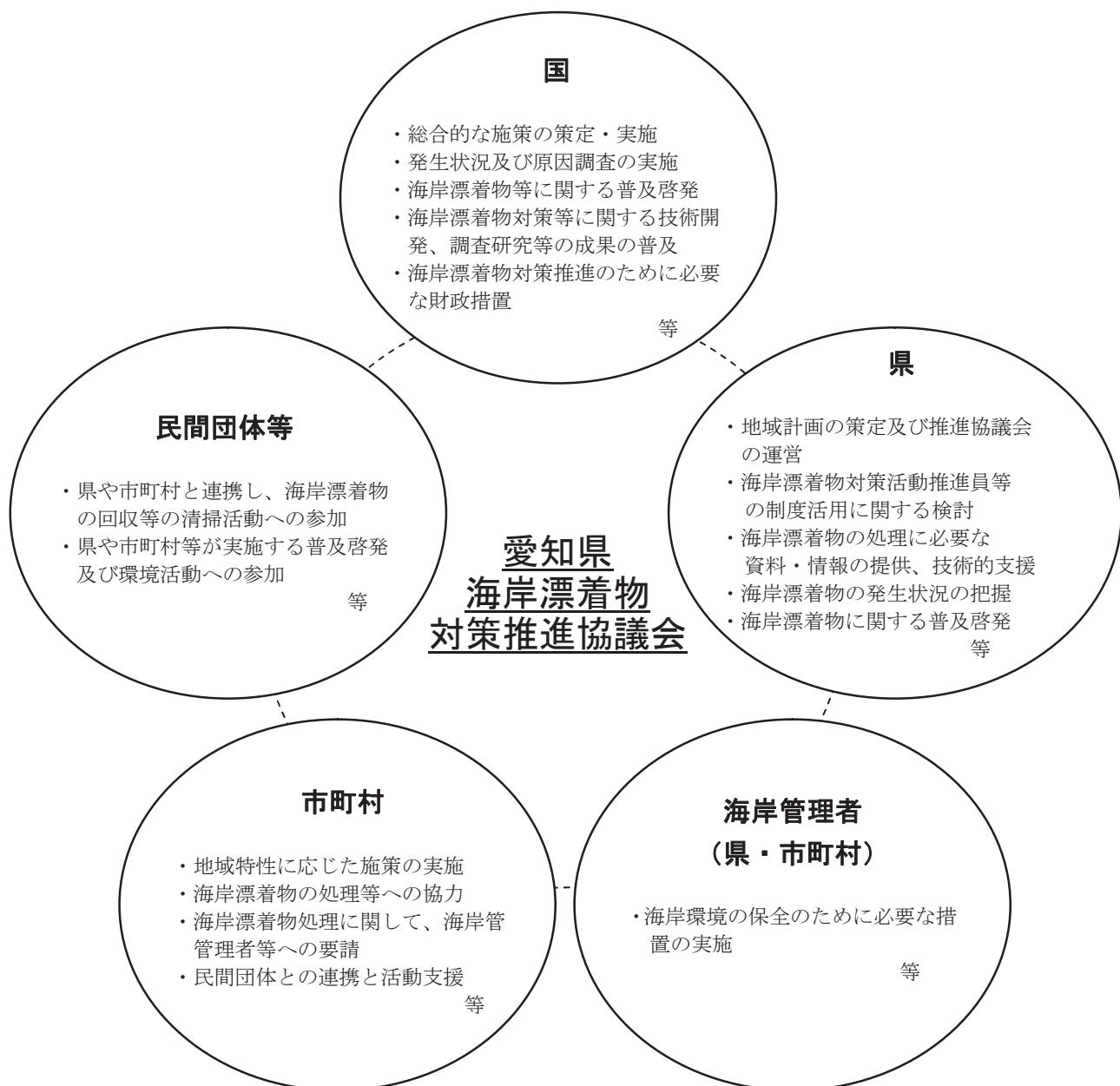


図5－1 関係者の役割と相互協力概念図

第6章 対策の実施に当たり配慮すべき事項及び その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

○ モニタリングの実施

県及び市町村は、地域の海岸漂着物の実態を把握するため、必要に応じ、海岸漂着物の回収状況等のモニタリングを実施するものとする。

○ 災害時等の緊急時における対応

県、海岸管理者及び市町村は、災害などで大量に海岸漂着物が発生した場合や危険物が漂着した場合は、緊密に連携しながら、迅速に対応していく。

○ 地域計画推進に当たって

地域計画策定後、計画の推進を図るため、県推進協議会において海岸漂着物対策の実績状況の把握を行う。

また、海岸漂着物の漂着状況等の結果及び海岸・周辺地域の状況の変化に応じて、適宜地域計画の変更（見直し）を行う。